

樹々のみどり



'74 京都大学同学会

インターナショナルの歌

起て飢えたる者よ

今ぞ日は近し

覚めよわが同胞

暁は来ぬ

暴虐の鎖断つ日

旗は血に燃えて

海をへだてつわれら

腕結びゆく

いざ斗わんいざふるい起ていざ

インターナショナルわれらがもの

いざ斗わんいざふるい起ていざ

インターナショナルわれらがもの

インターナショナルの歌

起て飢えたる者よ

今ぞ日は近し

覚めよわが同胞

暁は来ぬ

暴虐の鎖断つ日

旗は血に燃えて

海をへだてつわれら

腕結びゆく

いざ斗わんいざふるい起ていざ

インターナショナルわれらがもの

いざ斗わんいざふるい起ていざ

インターナショナルわれらがもの

目次

巻頭言 — 不安定な均衡の上に立つ混乱 —

同学会中央執行委員長 荒川久志

2

特別寄稿

京都大学総長

岡本道雄

3

特別寄稿

京都大学学生部長

坂本慶一

4

論文

「自己の解体についてのノート」

同学会

森川進介

5

論文 — 今、世の中はどうなっているか —

編集部

9

各学部よりのアピール

我々と共に新大管法粉碎へノ

教養部ストライキ実行委員会

19

新入生の皆さんへ

文学部学友会常任委員会

〈新入生諸君へ〉

理学部自治会執行部
理学部共闘会議

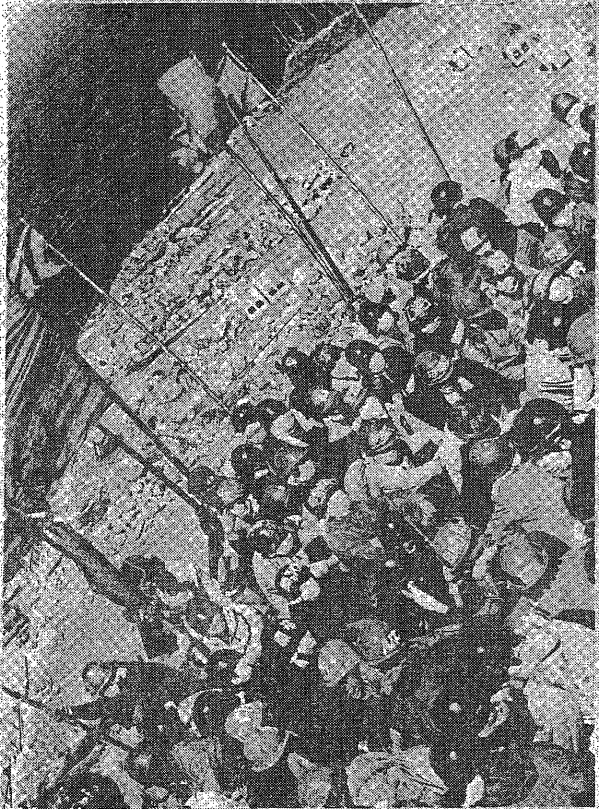
壮大な歴史の大河に我が実践を投ぜよノ

農学部自治会常任委員会
農学部闘争委員会

法の階級性に注目せよ

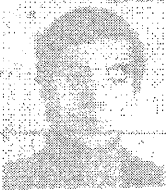
法学部闘争委員会

樹々のみどり



1974年度版

京都大学同学会



新入生各位	
河上肇を憶うー竹本処分粉砕ー	
WARNING	
どろどろの感触	
施設解放闘争	
特別アピール	京大安全センター 34
資料	
同学会日誌抄ーこの一年間の活動を中心としてー	35
同学会規約	38
教養部自治会規約	45
同学会と教養部自治会の機構	49
同学会費とは・会費納入説明	同学会会計部
	工学部自治会常任委員会 工学部戦線 経済学部同好会常任委員会 経済学部闘争委員会 教育学部研究会連合 医学部自治会 医学部闘争委員会 薬学部科学技術研究会 京大安全センター

不安定な均衡の上に立つ混乱

同学会中央執行委員長

荒川久志



大学に関する私見を述べて、新入生諸君への挨拶にかえたいと思
います。

広く知られているように、大学が誕生したのは十三、十四世紀に
かけてです。大学はウニフェルシタスと呼ばれ、生徒が集まって創
った一種のギルドでした。イタリアのサレルノやボローニヤ、ドイツ
のハイデルベルクなどが著名な大学ですが、これらはそれぞれ国の
よりは、ヨーロッパ世界に属するものでした。これらの大学を古典
的の大学と呼ぶとすれば、この原型は産業革命のちまでくずれな
ったとみることが出来ます。この古典的の大学においては、すぐれた
な拘束力が学問の場としての大学の秩序を維持していたのです。こ
の意味において、政治や経済的干渉からの自由が保障されており、
古典的の大学の自治は、真理のための真理を求めざるを得ず、そ
れなりの独立性を保存していたといえます。

ところで、日本において近代的な大学が登場したのは明治維新前
後のころです。後進国として出発した日本の大学は、はじめから世
界よりも日本国家に、真理よりも実用的知識に傾いていました。
ここで注目すべきことは次の点です。すなわち、もともと国家の要
請に見合った形で設立された大学に、近代国家成立以前につくられ
た古典的の大学の理念を密輸入し、ギルド的の自治を日本の大学に接ぎ
木してしまったということです。このギルド的の自治は、日本におい

ては、大学よりもむしろ俗世間と隔絶した、寺院、僧院に近いもの
です。ですから、国家の要請に応じて機能している大学が、国家
政治権力に対しての自治や独立性を主張するといった、奇妙なこと
が生じるのです。この事態が進行すると、国家によって特権を保障
された官学が、私学よりも大学の自治を口にするという転倒すら起
るのです。はじめから成立過程一条件の違っている日本の大学に、
古典的の文学の理念をあてがおうというのですから、村落を動かすル
ールによって都市生活を営なもうとするようなもので、これによっ
て生じたギャップは時代の進展と共に大きくなっていったのです。
もちろん日本の大学人も自らの理念を模索しました。しかし、大正
期以降の「反戦自由の伝統」も、結局は「決戦の春」という怒
号によってかき消されていったのです。

このように学問研究の自由と言った古典的の大学の理念が、国家
戦争によって容赦なく破壊された以上、大学人は、再度大学の理念
に取り組みねばならなかつたはずですが、ところが、とうに死に絶え
えた理念を引きずって、戦後の社会へ大学に対応しようとしたので
す。このために、極限にまで達したキャンパー腐敗と墮落が、かっ
ての学園闘争の大きな要因となったことはいくらでもありません。
それは今私たちがどのような大学のイメージを持ちうるものでし
ょうか。人々にとって「一流」の学者と設備を所有している大学は、
かつてほどではないにしても、明日の社会を映しだす実験室といえ

るでしょう。しかしこの実験室は決して社会と切斷された真空地帯
にあるのではなく、むしろ逆に、激動する時代の諸矛盾一緊張を内
部に不断にとりこんでいかねばなりません。そうであるが故に、大
学がある特定の方向へ整然として歩み出すことは、かえって不気味

特別寄稿

新しく京都大学に入られた諸君お目出どう。

諸君はそれぞれ相当の努力をしてわが京大に入って来られたと思
います。その努力もよくめて諸君は、それぞれ生れつき備れた素
質を持ってこれられたと思います。従って諸君の両親は賢い子として
諸君を甘やかして来たであろうし、又学校の先生は良く出来る子と
して諸君を特別扱いにしつつ今日に来ています。諸君はおだてられ
つつ何ら抵抗するものなしに今日に至っています。諸君の前に立ち
ふさがる壁がなかったのではありません。いうならば真空の中に生れて
きたようなものであります。そして今この京都大学に入學し、自由
の雰囲気の中に浸つて思う存分羽根を伸ばすとすると諸君は自己の

なことであり、むしろ全体の不安定な均衡を維持するために、混乱
の極に達することこそ、望みうる大学の姿であると思います。
ですから、私にとっては「正常」なキャンパスは最も手に負えな
いしるものなのです。

京都大学総長 岡本道雄

限界を自覚しないままになります。これが自己確立の出来ないとい
うて悩み始める原因の一つをなしているのではありません。諸君が
今後四年又は六年後巣立って出て行く與社会は何れの方向をむいて
も壁のみです。諸君の高等教育最後の段階であるこの大学において
教師も学生もこの点の自覚がないと無菌飼育の生物が外界に放り出
されたようなものであって、全く免疫性がなく抵抗力の極めて弱い
ものとなる。おり烈しい現実生きて行けません。この点諸君は諸
君自身の生いたちを良く自覚して今から始まるうとしているこの京
都大学における生活を誠実に思慮深く送ってもらいたいのでありま

生きていくがぎり私たちは、自らの人間的存在の意義とその可能性を執ように探究し、かくして探求され、発見された新しい価値を社会的に具現化しようと試みる。大学とは、そうした人間の願望を研究、教育を通して自覚的、永続的に達成しようとする形成的社会的の産物である。あるいはまた、大学の「生」の言葉現形、態度であり、学問を通して人間の「生」の満面開花を目指す所の意欲された社会機関である、といつてもよい。

ところで、人間の「生」は何よりも自由を欲する。自由のないところに、「生」の開花はありえない。自由とは、何ものによっても支配されず、何ものをも支配しない状態である、と私は理解する。

そのような状態が確保されるためには、自治が確立されていなくてはならない。自治は自由の基礎であるとともに、また自由の発現形態でもある。

人間の「生」の開花を自覚的に追求する大学にとって、自治と自由はその存立の不可欠の条件であり、自治と自由を抜きにして大学の教育や研究は成り立ちえない。

同学会は京都大学の全学的な学生の自治組織であり、大学の存立基盤をなす自治と自由を、学生の立場から確立し、確立し、発展させようとする団体である。その組織内には数多くの文化、研究ならびに体育団体がかまされ、学生諸君の多様な意欲が自由に顕現できるような多様な活動領域が準備されている。学生諸君のそうした活動に対して、学生部は、学生諸君の自治を尊重しつつ、全面的に協力していくつもりである。

同学会が、会員ひとりひとりの自覚と責任において、新鮮な活動を展開し、京都大学の「生」の満面開花のために積極的にかつ与されることが、心から期待する。

巻頭論文

「自己の解体について」のノート

「閉じられた風信」

私の心に映る遠い影は伝えてくれる。私に關するとりとめのない伝承を。たゞそれだけのことだったのですともいいたいげに。

入学することは、取っかきげな舞臺に私の哀歎が包まれている何事かのようにあり、卒業することは、やみくもに私を追い出さねばならない人々の哀歎のつまっている秘密の箱を受けとる何事かのようであった。

少年期の私のための儀式はそんな風であった。

いつしか、私は苦しみや哀しみをあちこちと運んだり、あちこちに貯めておく術を知っていた。そして、私は余計に傷つき貯めるものは増えていった。

そして、やっと貯めこんだはずの幾多の想いを伝えるときがきたと信じられた。

けれども、私は思い知らねばならなかった。伝える術を識りはしなかったことを。

私は、ずいぶんの間、想いの住み拠を求めてきすらっていた。

結局、私のために世の中は存在してはいないのだと思った。

そのとき、私は私を見捨てたと思った。

今、私がそんな風な私の姿に怒りをのどをつまらせるのは、打ちのめされた私のこっけいさや悲しさに対してではなく、本当は私の

京大同学会 森 川 進 介

いだいていた占有意識と自己満足に対してなのです。そんな私を心配してくれた人々が、彼等の心に同じ占有意識と自己満足のあることを伝えてしまったことに対してなのです。母達の私への想いの自信のなさに対してなのです。血の結がりだけで私を所有してしまおうとする母達の哀しさにに対してなのです。

そうして……
その馬鹿げた苦しみを私も苦しもう。それは苦しむ値うちのなしい苦しみだから。と誰れも言いはしなかったことに対してなのです。

「自己の解体のために」

「大学は理性の府であり、真理の探究と高潔なる人格とゆるぎない思想の確立をこそ目的とされるものであり、難関を突破し、民主主義社会の期待を荷っている諸君は、この目的をこそ実現し得て、人類社会に貢献せんがための努力を惜しむべきではないのである。

そして大学がこのような場であることの要諦は全ての大学人が自由を愛し、自由を求め、自由を保証し合うために、自由を破壊するいかなるものをも排撃する固い諸君の決意にあることを深く認識すべきである。」

少年くとも戦後二十数年間大学はこの言葉を社会的風雲の巻き起る度に、大学内の混乱の起る度にくり返し叫んできたのである。そしてまた日本国憲法もそうである。

大学をめぐって、いくつかの死があり、幾多の大きな苦しみがあり、無数のいさかいのあるとき、それら全ては大学の自由神話で片づけられてゆく。そうであり続けたこの自由の神話には一種の不気味さがある。憤怒しよと感激しようとも、あるいはまさにそうした心情に支えられているがために、この不気味さのしかるがごとく。

言うまでもなく、この種の文章に何の思想的な意味があるわけでもなく、自由や人類社会の本質に一步たりとも接近できるわけでもない。といって、色々と説明し補なってみても近づけば近づく程に遠ざかり、遠ざかれば遠ざかる程に接近して行くといったように、このいかにとも仕難い不気味さがある。

神話が地上にのみしかる天空の色相とするならば、天空の創造者である地上自らは決して天空を象ええないのである。神話に象義をはさむものにとつての方法は二つしかない。

一つは天空の色相を変え、すなわち異なった天空をいたゞき、天空でのたつかいとして天空で勝つことである。そうしてしまひとつは、天空と地上との関係を止揚してしまふことである。

私達は、フアンズムかスターリズムかという難問の産みだす名状し難い幾多の惨劇の深部をみつめ、この惨劇そのものうちにあって惨劇を止揚せねばならない。

そして、この断言そのものの危険に謙虚に畏れなければならぬ。私達は、精神と心情の場にこの難問を投げかけて精神の位相(思想)を開示して、かすかなそして確かな一歩への試行を開始してみ

たいと考える。

大学の自由という神話の魅力性の正体は極度の象徴性にある。この象徴性が主体と事象との間に一種の空間性を与え、この空間のうちで悲しみが反響して天空へ駆け昇るのである。かつて少年期に、悲しみにうちびしがれたとき野原にうちふして空の蒼さに随ひこんでいったときのことも記憶している。この状態は主体が必ず事象に何らかの係りをもたなければ起さえない。そしてこの係りにおける主体の心的傾向が必ず或る種の崩壊の危険性がある。これは疎外化への欲求をはらんでいなければならない。そして、言うまでもなくこの象徴性への屬性は、反象徴的象徴をも喚起することができる。主体と象徴性との破れ感距離感がその分だけ逆方向へ拡がることによつて反象徴が成立すると考えられる。主体はこのような振り動揺を経ていづれかに備ゆる心的傾向をもっている。

では一体、この引き裂かれかろうじて持続される主体とは何であるのか。そしてさらに或る象徴性が強大な権力を背景として、心的傾斜をもっていない主体をも否応なく象徴へと誘うのは何故であるのか。この種の問に答えるための一歩が主体(あるいは自己)の解体の主題である。

(労働)主体あるいは自己とは何のことであるのか。私達が少年期から青春期に移る頃のことを人々は自我の確立期あるいは反抗期あるいは社会性の自覚とかよぶのであるが、私達はその頃以前より判断し表現してきたのであるから自己あるいは精神の状態は確かに存在していたと考えなければならぬ。とするならば自己・主体性とは精神のエネルギーの二面性を統一しようとするところにある。これは統覚感即ち私であると考へ得る。ニブラス二は四という観察され、分析され、交換される精神の一面を交換価値的側面と仮定しよ

う。いはば私達の幼年期の精神は全てが知ること世界が直線的に拡がっていったのである。又、私達の受験勉強はニブラス二は四という解答方法の積分であるという側面とも言える。総じて記号論的であるといえる。そしてもう一面を、ニブラス二は四という精神のオートマタズムに対する抵抗が象徴への方向をさぐりそれとの幻想的關係を追求する精神のエネルギーの側面を使用価値的側面と仮定しよう。いはば私達の少年期のたそがれのあるときと時間の風圧のない喪失を識るとき哀しみが象徴性の原基をなしている。いはば私達の青春期の精神は傷つき哀しみ、ひたすら幻想的な自己の抱

いの住み拠を求めること世界は充たされてゆくのである。又、私達の受験時代の積み上げられてゆく成果の感覚の逆方向にうしろめたさと喪失がある。その側面ともいえる。入学に勝利を味むうのは、象徴性への自己の同一感ともいえる。いずれにせよこの側面は、総じて意味論的であるといえる。

主体とはこの精神のエネルギーの二面性に引き裂かれる感覚の統覚現象として現われると仮定することができる。しかしこの精神現象は数学的モデルをなすものではなく相互が飛び合い、移り変わり、ねじれ合うといった流体の二性質のようなものだと考えられる。そして問題は、この飛び合い移り変わりねじれ合う動揺の増巾反響こそが主体を特異な共同性と権力へと追い出すにいたると考えられる。そしてこの主体は意識としてたくわえられた過去とそれへの不満をはらんでいる。ここに主体の出生の秘密を刻印され、主体の個人史とともに歴史性あるいは共同体への関係性をその背後の深層にどうしようもなく切迫させられている。

こゝで、意識と行為、個と類、共同性と共同性、賃労働と資本等の関係性のつぼと化す主体ともいうべき問題が生じてくる。この

るつぼと化す主体を仮設的に考へてみよう。

私達の苦しみや歎き、怒りや哀しみが、いかなる型も与えられずいかなる象徴も与えられないうち放り出されている状態を仮定してみよう。そしてそうであることが本当の自己の姿であると断定してみよう。もちろん実際のにはこれは死である。いかなる意味も価値も有しはしないつぼとは決して無意味無価値ということではない。死が無意味無価値ではないように絶対絶命のまゝ停止されている。この状態はゼロであり無限大の状態と考へられる。停止を解き放たれたゼロであり無限大は、世界をかきめぐるのである。ちょうど死が生である。た場合のように世界がめくるめくであろう。この状態は、いかにえれば、自己は世界に飛び散っており、世界は自己の場にしかないという状態が世界へとせめぎ合うといえるだろう。この極限、までに引き裂かれ圧縮された状態を精神の位相(思想)の核と考へることが可能である。

ざりざりに引き裂かれ圧縮された精神の位相の核は、当然にも、現実の労働と資本の分裂、生産物の交換価値と使用価値の分裂、幻想的存在としての法国家と具体的生活圏との分裂、等に対峙している。思想は現実を交差せすにはいず、現実を弾圧せすにはいれない。両者は激しく飛び交って動的現実を創る。

ほんとうは、様式や形式のたぐいにはかすむものへの拒絶や賛同は、思想的にも現実の交差にも無意味無力であるにも拘らず、私達の心情はそいづれかに傾斜するといふところに、共同性や自己を刻印された思想性の風化せざるをえない理のあることを視すべざるを得ない。A、しからざればB、という思想性は必ず真切。二元論は危険であり、二元論を経た一元論はなお危険である。

精神の位相のこの種の傾向性は何処からくるのであろうか。私達

の苦しみ、家族や村や制度や自己に対するあつれきは、意味と価値(計量的記号的な)という軸にはさまれていて内的世界と現実との間を対流する何かであるとおもえる。内的世界のみせかけの自由性はいかなる事象の交換と使用をもみせかけ上可能ならしめる。内的世界では現実では許されぬことが実現されうる。内的に実現されたみせかけの現実が、実現された現実かのようにあるがために外的現実との境界を破る。すなわち、交換され使用されて分裂する。そして生起するのである。内的現実の分裂・分散・破壊、あるいは外的現実の非情さ強力さ。そして再なる内的現実と外的現実の関係の仕方。この関係の仕方の二つの傾向性が思想的傾向性である。私達の精神の位相とは、具体と象徴の対流作用が意味や記号を媒介として意識の表層と深層をころけまわりぶつかり合いながら形成される何かのことであると考えることができる。

主体の危機は、内的世界のみせかけの自由性によって交換され使用される過程での交換機能(記号論理化)の危機が使用機能(意味論理化)の危機のことと考えられる。つまり、記号論的な意味の解

体と意味論的な記号の消滅への動揺が主体の内には必然的に起ることになる。そしてこの動揺を自己超越的に克服しようとするか、自己抑制的に解決しようとするかによって、精神の位相(思想)は大きく変化する。自己超越性・ラジカリズムをずっと押しつければ、記号論はフアンリズムに至るのである。意味論のそれはスターリズムにまでたどりつくであろう。そしてこの名状し難い必然ともいえる双面性を自己抑圧的に解決しようとするれば進歩的知識人あるいはリベタリストであることの宣言になる。そうすると残された道は双面的なラジカリズム、両面で燃えることとなる。双面的なラジカリズムは当然に表層的象徴への全傾向を否定して深層的象徴をめざすことになるが、この不可視の象徴に接するところに、象徴と具体の止揚される場を追求することを革命的な何かと定義できると考えられる。

ここに、原理としての自己と他人との関係が他人と自己との関係であるといった、分裂の止揚されたイメージがあるとおもわれる。

そして他人の全傾向がその文を理解できずありあろうか
疑問である



へ才二論文

今、世の中は

このようになっているのか

編集部

はじめに

新人生の皆さん、世の中は今急激に変わっています。昨年の「大ニユース」はまさに色どりの豊かなものとなりました。勤労農法斗争をきっかけとした上尾「事件」、史上空前の七三番斗いゼネスト、大阪「東京国電大暴動、水鏡、POB 禍」漁民の決起、その他様々な公害や労働災害、職業病の斗い、中東戦争に端を発した所謂石油危機、年末から春を絶するインフレ、物不足……一方、眼を世界に転じますと、チリの反革命クーデター、第四次中東戦争、タイ、インドネシア等東南アジア諸国人民の抗日斗争の高揚、タイ十月革命、金大中事件とそれに続く南朝鮮学生人民の反朴一民主主義確立の激烈な斗い、朴による緊急措置実施、大輝庄、タイ・マレーシア・インドネシア等での田中訪問糾弾、抗日斗争の爆発等々。年が明けてからも、世界的な異常なインフレ、物不足、食糧危機の下で日本の労働者人民は、大きく政治の舞台に登場を始め、七回番斗を、そして六月参院選を大きなマルクマールとして、空前の大衆の決起が開始されようとしているのです。

このような時代とは、一体どんな構造を持っているのでしょうか。この小論では、これについて若干分析し、新人生の諸君が、この荒々しい時代をいかに捉え、自らの立場を確立するかの助けに、同

学会の旗の下で、共に斗いに立ち上れんことを願うものです。

才一章、60年代の世界

グェトナム革命戦争の偉大な意義

七四年の現在の世界の構造を明らかにするためには、この構造を生み出した六〇年代後半、七〇年代初頭の世界について触れておかねばなりません。というのも、六〇年代後半、七〇年代初頭の世界が、グェトナム・インドシナ戦争とそれに大きく規定された構造を呈し、これが現在の世界のあり方を直接的に支えているからに他なりません。では、突っ込んでその点をみていきましょう。

六五年のジョンソン米大統領による北爆の開始と米軍の大量派遣によって、グェトナム戦争は全く新しい局面に入りました。それはもはや単なる一地域の、一部勢力の戦争ではなく、全世界を、そしてあらゆる勢力を巻きこむ世界的事柄となっていたのです。それは簡単に言えば、米ソ二大国による平和共存体制の崩壊と、グェトナムに象徴される第三世界の荒々しい登場という形で始まる新しい、「天下大動乱」の時代への突入なのです。ここには次のような世界的背景が存在していました。

戦後アメリカ帝国主義は、自己の絶的な力の優位を背景に、「自由」世界の盟主として、否戦後世界の盟主として、全世界に軍事基地を無数に建設し、大衆の軍隊を常時派遣し、植民地や隷属国に對しては新植民地主義を実施して、いわゆる第三世界から気の遠くなる程膨大な富を勝手に収奪し、史上空前の「繁栄」を築き上げてきていました。そしてグェトナム戦争が本格化する頃までには、この第三世界からの原材料の収奪と安価な労働力を買いとっての大幅な利潤獲得を基礎に、これを一方ですますす苛酷なものとし

ち、プロレタリア人民に対する帝國主義の同盟、これを維持する帝國主義政治を重要視する事によって、恐慌の発現を恐るる限り先へ伸ばすことによつてゐるのです。こうして、現在、世界的なインフレの中で、失業者は急激に増加し、中小企業は倒産し、不満や怒りがプロレタリア大衆の中に蓄積し、階級斗争の巨大な噴出へとつながつていくこととなるでしょう。

さて第三世界は、と書くと、ヴェトナム戦争において既に証明済み、力による庄殺はままならぬこと、かえつて反撃を強め、社会主義へも向かうといふことがあはる以上、きめ手となる庄殺手段もなく、ますます反帝民族解放の斗いは昂揚していくことになり、しかも、従来の対アメリカ帝國主義としての反帝民族解放斗争だけでなく、急激に帝國主義として膨張した日本帝國主義や西ドイツ帝國主義に対する斗いも重要なものとして登場してきます。本年一月の田中訪問に際しての抗日斗争の大爆発は、このことを如実に物語つています。最後に中國、北朝鮮等労働者國家においてですが、中國での批林批孔運動、北朝鮮での対南共左派者への積極的な外交攻撃工作、キューバでのチリ反革命クーデターに対する反撃斗争の組織化、北ヴェトナムでのカンボジア、南部臨時革命政府等への援助等々のように、ソ連共産党との党派的対応をはつきりと示し、天下大動亂へと積極的になり出しています。

整理しましょう。現代帝國主義の特徴からすると第三に現代の戦争の特質は帝國主義戦争ではなく、より階級斗争であることがはつきりとしてゐる。反革命侵略、民族解放、社会主義革命戦争であること、一から、天下大動亂の時代が幕開きしたのである。

第四章 イエロー・ヤンキーと人民の反撃

家資本の大量の動員と、第二にメチャクチャな売りまくり、貿易収支の大幅黒字の獲得、外貨かせぎがどうしても必要となります。エロメックアニマルという汚名もなんのその、國家資本をも大量に動員して、かせぎにかせぎまくつて、七三年末には外貨準備は何と一八九億ドルにも達し、漸く帝國主義の本格的活動へと向かつたわけです。ジェットロの七三年版、海外市場白書によれば、七三年度の海外直接投資は二億三千万ドルに達し、前年度の八億七千万ドルから一挙に一六七%も増加し、七三年三月末累計で六億七千三百万ドルに達しました。南朝鮮、台湾、タイ、インドネシア等東南アジア諸國やブラジルへの投資はものすごく、南朝鮮、タイではアメリカを大きく抜いて第一位、インドネシアでも首位のアメリカに大きく迫っています。

ところが日本帝國主義の荒かせぎ、外貨かせぎも要因となつて、二度に渡る大幅な円切り上げが行なわれ、ピンチ到来となつたわけです。昨年二月の円のマロトト移行以後、外貨準備は激減し、昨年末には一二億ドル台に落ちてしまひました。更に、貿易収支も悪化し、黒字幅は急減してしまひ、こうして日本帝國主義は膨大な資本をふくれぬがらせたまま立ちすくみのかつ、こうして追いやられたわけです。蓄積の脆弱さ故に、もともと自転車操業の性格を一大特徴としていた日本帝國主義は、この内的困難に加え、世界的なインフレ、第三世界の資源ナショナリズムにも規定されて、より一層自転車操業の性格を露呈させずにおかれなくなつたのです。

日本の帝國主義者達は、この大困難をどのように解決しようとするのか。まず持つきりと断言できることは、この根本が窮の解決は、彼らには絶対に不可能なことです。彼らにとつての唯一の根本的な解決方法は再びフランシズム体制とすることですが、こ

「田中のバカロー、イエロー・ヤンキー出ていけ！」、本年一月、東南アジア五ヶ國訪問に出発した一日の丸組「親分」田中は、行く先々で、人民の空前の大歓迎を受けた。日の丸は焼かれ、田中の人形は焼かれたいの大丸、そしてジャカルタの大暴動、さすがのブルジョア親分もほうほうの体で逃げ帰つてきました。しかし逃げ帰つてものほほんとはしていられません。昨年来の石油危機からぐる異常物価は一向に抑制できず、田中の人気は史上最低、それにシンガポールでは「日本赤軍」などという「不逞の輩」が事をおこし、シンガポール政府そっちのけで口をはさまねばならんし、奮斗は日に日に近づき愛知撥一は死んだし、田中もそろそろ……」

日本帝國主義は、六五年に日「韓」条約を締結して以降、急速に帝國主義として復興をはじめ、ヴェトナム特需でポロもうけし、南朝鮮、台湾等への資本投下は急増し、六〇年代末までにはほその基礎を固くを築きました。この基礎の上に、六九年日米共同声明「沖繩処分をメルクマイル」として、本格的な現代帝國主義としての活動を開始したのである。ときあたかもヴェトナムでアメリカ帝國主義の敗北の色濃くなり、エタソン、ドクトリンに従つての「ヴェトナム」、日本帝國主義への肩代わりが提唱され始めた時でした。日本帝國主義の本格的帝國主義運動の開始は、しかし直ちに大きな困難に直面しました。これは一言で言えば、この時期に、既に述べたように帝國主義給体の世界支配体制にガタがきたということです。もう少し詳しく述べましょう。

日本資本主義の戦後の復興期の特殊な条件のために、日本資本主義は著しく異なる程の脆弱さを一大特徴とすることになりました。アメリカ、EU諸國に比べてその異常なほどの低賃金に規定され、日本資本主義が帝國主義として復活するためには、第一に國

れも長もちするはずのないことは、歴史の証明するところ。ただ手直し、小手先の改革があるだけです。第一に、やみくもな海外進出を行なうことです。資源、食糧問題が死活の問題となつてゐる現在、これへの投資は急増しているものの、それを上回つて東南アジアへの資本投下は増加しています。資源開発のよるナリスクの大きな、莫大な資本を有する地の奪り、手近い、目先の投資が急増してゐるのです。このやみくもな海外進出は、南朝鮮への草紙の不当高値での売りつけや、タイでの借地ぬれなような雇用契約などに見られるように、進出先で不正、買収、汚職等と結びついて株々のマサツを引き越しています。日本帝國主義がその内的必要からメチャクチャな対外進出を続けていけばいくほど進出先での矛盾を激化させ、結局これではねかえつて日本帝國主義を追いつめるといふ構造を作り出していきます。(ジャカルタ大暴動をみよう) 第二に、やみくも生産、売りまくります。昨年、ものすごい恐慌生産が横行し、設備稼働率は空前の高さに達し、例えば主要基幹産業部門では九〇%を越えた、一部独占はまたとない好景氣にみまわれました。所謂モノ不足が恒常化し、作つても作つても売れるという状況が現出しました。しかしこの史上空前の好景氣も実は空景氣であることがわかりました。表一の日本の項を見てもわかるように、鉱工業生産は鈍化しつつあります。しかも設備稼働率が高いつつては、鈍工業生産は鈍化しつつありますか。結局こうです。過剰生産を抑えるためにカルテルを結び、プラント新設を見合わせていたエチレン各社のプラント建設への動きや、鉄工業界の同様の動きに一時見られたように、帝國主義活動にとつての十分な不変資本を持ち得ず、それを克服することのできないうままに、信用制度、流通制度をフルに駆使して、従つて流通制度にもばら依存した形で好景氣、というこ

とす。事実、昨年末から今年にかけて、石油危機によって民間設備投資も抑えられたこともあり、急速に景気は後退しています。昨年盛んに言われた「過剰流動性」というのはこのような事態を言ったものですが、この事態の中で猛烈なインフレに歯止めをしようとして実施された五度に渡る金利引き上げ「強力な金融引き締めは流通網を破壊し、信用制度を凍結化することになってモノ不足のみが残り、インフレはますます拡大していくことになりました。とどのつまり、金融引き締めは、インフレ抑制策では決してないので、引き締めを緩和すれば、より一層のインフレを招き、一方引き締めてもインフレは止まらないということです。(表一参照)さて、この史上まれな金融引き締めのもとで、中小零細企業へのシフト寄りは急激に拡大し倒産が急増しています。(表一参照) しかも、ここで注目すべきことは、例えば十月から倒産が急増したのですが、この中で資本金五〇万円以下という中小企業が全体の八一・六%を占めている反面、資本金一億円以上の大企業は一件もないという点です。モノ不足とも相まって、着実に矛盾が中小零細企業に集中しているのです。第二の道もこうして行き詰まっています。次いで第三の道。これはもう解決策ともいえないシロモノ。投機です。中でも土地の買い占めはもの凄く、全国くまなく土地は投機の対象となつて、地価の暴騰はとどまることを知りません。しかも表一からわかるように、引き締め策の矢面に立たされた不動産業者は、中小企業が続々と倒産して、土地はますます一部独占の手に集中してゐるのです。土地だけではありません。今やあらゆる商品が、日用品までもが投機の対象となり、物価を天井知らずにおし上げてゐるわけです。困難はますます深く、拡大してゐるのです。さて、以上述べた第一、第二、第三の方策にのめりこめばのめり込

む程、矛盾が表出してきました。まず、国外ではどうでしょう。先にいささか触れましたように、日本帝国主義が本格的に活動を開始したことによって、とりわけ東南アジア人民との間の矛盾を急速に高めています。メイト・イン・ジャパンの商品を洪水の如くにあふれさせ、不正融資、汚職を拡大し、わがもの顔にマニラを、ジャカルタをバンコクを、ソウルをのし歩くイエロー・ヤンキーは、今や東南アジア人民にとってヤンキーと相並ぶ極悪人となっているのです。今年一月のジャカルタ、バンコク等での抗日斗争の大爆発は、全く必然的な、正当な闘いなわけです。既に強調してきましたように、現代帝国主義に對して第三世界はアキレス踵であること、第三世界に直接触れる時、そこへのめり込むとき、帝国主義の、その陣營の矛盾は急速に深まってくることも、今や日本帝国主義は最大の困難の中にあるわけです。さて、この対外的矛盾の中で次の三点に注目しておかねばなりません。第一は、日本帝国主義が、ますます帝国主義・他民族抑圧体制を構築していくにつれ、一方でますます排外主義思想が広まっています。戦前からのこともあり、朝鮮人に対する民族差別・排外思想は根強く、また拡大しているわけですが、その中には、市民運動の装いをもった当世風のものも幾つかあります。今度の抗日斗争の高揚の中で暴露されたように、タイ人やインドネシア人等への民族差別・排外思想が急速に拡大してゐるのです。日本帝国主義との経済的關係が、タイ、インドネシア、南朝鮮ほどではないフィリピンでも、ある日本大中学生が「わたしはマニラに来てまるで童話の王女さまになったような気がする。服をぬいだり、着たりするのも、食事をするのも、みんな召し使いが手伝ってくれるし、庭のある、いくつも部屋のある家に住んでゐるし、フィリピン人はみんな

貧乏だけれど、なまけものなんだから仕方がない」(「福民新聞」二月一日号)と作文に書くほどなのです。全く空恐ろしいもので、さて第二の問題です。それは南朝鮮にもっともはつきりとあらわれてゐるのですが、東南アジア人民の抗日斗争が、ただ決して日本帝国主義のみを敵とする闘いではないということと、南朝鮮の闘いも、強制的に押しつけられてゐる経済的隷屬關係を打破するものとしてある以上、必ず自国の反動派、その国で現世界秩序を必死に維持しようとしているキツラも明確に敵として憎定していくわけです。抗日斗争の側面と、自国反動派・カイライどもへの斗争の側面が、相互に関連し合つて、斗いの高揚が生まれてゐるのです。日本商品ボイコット斗争が十月革命を準備し、十月革命が自国反動派打倒の斗いに連なつていったタイのように。

このような矛盾の蓄積と拡大は、大衆を斗いに導かずにはいけません。七三春斗を闘い抜いた労働者達は、七四春斗を空前の規模で実施すべく奮闘しています。また物価高に抗する市民の斗いも燎原の火の如く拡大し、千里ニュータウンでの石油「暴動」は、直ちに各地に飛び火しています。しかもアジアに高揚する抗日の斗いは、日本のプロレタリアートに鋭い課題を提示し、そして天下大動乱を日本プロレタリア大衆は、ついに我がものとしていくでしょう。

さあ、これが今の世の中です。新入生の皆さん諸君はどうする？

次に国内矛盾はどうでしょう。今まで述べたような日本帝国主義の直面している困難さからして、ますます一方で極く少数の者に富が集中し、一方で膨大なプロレタリア人民に貧困と困難が蓄積していくことになってゐます。言を絶する物価騰貴で七三春斗の質上げ分はおるか、年末一時金プラスインフレ手当もすつとび、これに追い討ちをかけるように、年末からはいよいよ首切り、レイ・オフ(一時帰休)が始められました。それに先だって、釜ヶ崎や山谷の労働者、東北や九州等からの出稼ぎ労働者は、仕事がなく極端な生活苦に陥つてゐます。それだけではありません。帝国主義の飽くなき収奪・搾取は、労働災害・職業病の激増という形でもあらわれてきてゐます。(表一参照)こうして、昨年、都市中間層を急襲し、彼らの甘い夢(例えばマイ・ホーム)をおち壊した矛盾の深化・拡大は、今や全国のプロレタリア大衆に波及してゐるのです。

我々とは筑波粉砕斗争に結集した多くの学友と共に、六月筑波粉砕斗争を、全京都・全関西・全国統一行動として学内においては六・二二実力バリスト、六・二八不当捜査抗議！機動隊導入粉砕実力叩き出しの斗いを最先頭で斗い抜いた。九月当局は授業開始と同時に期間外試験・定期試験を発表し、露骨な斗争任殺攻撃をかけてきた。これに対し、我々は期間外試験粉砕斗争を貫徹し、九〇年代大の勝利を勝ち取り、二週間ストを持って斗い抜いた。しかしながら政府！自民党は九月二七日筑波法案を強行成立させたのである。我々は、この現実を直視しなければならぬ。六〇年大管法斗争六九年大管法粉砕斗争の時にはあった全国の学生と伴に闘っているという実感が喪失し、全国的な統一した斗いが組み得ず敗北したことを肝に銘じておかねばならない。このことを踏まえ、一〇〇二一首都に結集し、全国から結集した二〇〇〇名の学友と共に斗い抜き、全国学生運動の戦斗の共斗へ大きく一歩を踏み出した。文部省は筑波の強行成立以降露骨にその実質化を進めてきている。我々は文字通りの先取り実質化！竹本信弘経済学部助手(滝田修氏)への政治思想処分に対する斗いを一昨年来い抜いてきました。(昨年初頭にも当局の処分強行の動きに対し、全学スト体制でこれを粉砕しました。又、六月には、当局が警察に対して竹本処分審査に關す

我々と共に新大管法粉砕へ！

新入生諸君！

現在、田中政府！文部省の手によって新大管法制定の策動が進められている。これは学生の斗い！自発的・創造的な運動の一切を押し潰し、差別・選別の教育体制を飛躍的に強化せんとするものです。私達は昨年来一年間の斗いを報告し、新入生諸君が新大管法粉砕の斗いに共に起たれんことを訴えます。

昨年、筑波粉砕斗争報告！

田中政府！文部省は、労働者階級の斗いの昂揚の中で、全領域に於ける帝國主義的再編強化を押し進め、一切の斗いを圧殺し、侵略に向け充て体制作りをなし切らんとしてきています。昨年、筑波新大管法を強行成立させ、徹底した差別選別教育の更なる強化をなし切らんとしてきています。筑波法は、「時代の要請」に見合った一部のハイタレントと大量の低賃金労働者を更に巧率よく生み出すため大学の大量化によって不十分になってきた現実を克服するために、学生の間更に競争と分断を持ち込み、差別選別の教育を強化せんとするものであり、教育と研究の分離により大学ぐるみの産学共同「高度技術の開発」を、資本と一体となつてなし切らんとするものです。又、全共斗運動以降一定の停滞をみせつつも斗い抜かれてきた学生の斗いを押し潰し、学生の側からの教育内容までの規定を一切封殺し、イデオロギイ的にも統合せんとしていくものです。

教養部ストライキ実行委員会

季節は、瞬時の流動と無限の循環を形成する。それを映し出すか
のように樹木が緑を染みこみ、やがて季節の和の解の極みを識り
朽ちていく。が、季節が循環するうちに樹木は再生を待ちわびてい
る。ぼくたちは、季節の中に佇み多様な群衆の振舞を視る。虚妄と
実相が錯綜を繰り返して流動してゆく。ぼくたちは季節の虜囚となる
ことを拒絶し、より遠くを視ることを希う。より遠くを。

入学、学に入ることを。学とは何であるか。学校とも学問ともと
れる。おそらくその両方である。諸君を対象とすれば、学校は京
都大学であり、学問は理学部の諸君ならば、物理、化学、数学、生
物と大別されている自然科学を研究するための基礎知識の習得であ
る。もちろん大学を現在の固定された社会状況から把握すればで
あるが、おめでと、これは何かいいことがあった時に送られる贅
辭である。「入学」と「おめでと」を結びつけると「入学おめで
と」となる。そしてこの言葉は一般的に諸君は現在よく耳にする
言葉であろう。しかし、我々は諸君にこの言葉を発することはでき
ない。なぜならば、諸君は入学試験という選別機構で相対的に「優
秀」であると判断され高級労働者として再生産される為京都大学
に送りこまれたからである。(我々もそうではあるが)そして「エ
リート」としての道を歩む資格を得たからである。残念なこと、
現実に多数の京大卒といわれる者が意識的にであれ無意識的にであ

れ抑圧者として登場している。我々はこのようなことは許さないの
である。諸君は今、自分が受けてきた教育を批判的に振り返ってみ
るべきである。特に、高校教育、そして受験ということを綿密に検
証すべきである。そしてその教育が作り上げてきた大学という虚像
を思い浮べてほしい。実際、大学は幻想的虚像にすぎないのだが。
そのことを認識してから全ては流動しはじめるのである。更に、学
問とは何であるのか考えてほしい。少なくとも学問を無前提的に正
しいものだが真理を追求するものであるから正しいとか、そのよ
うな安易な結論を下すことは絶対にやめてもらいたい。自然科学の
「進歩」がもたらしたものは文明の発達とか便利さだけでないこと
は公言をみただけでも周知のことである。自然科学者は最低自らが
もたらしたものの結果まで責任を持たねばならない。そして、社会
との関係において、自らの行為を捉えねばならない。個別京大に関
していえば、この大学は腐敗堕落しきっている。無責任な教育研究
体制に象徴されている。毒物をタレ流したり臨時職員体制の上に登
えたりしていたり、そしてそれを追及すると国家権力に機動隊の力を
かりてまで圧殺しようとしてくる。これが、京都大学の姿なのであ
る。大学の自治を語りながら不常に権力へ屈服してゆく姿である。
大学等について、一般的に簡単に述べたが、ここで、理学部におけ
る自治会運動の現情等に関して触れておきたい。我々理学部共闘会

議は大九年以降、大学、教育研究への批判的視点を持ち、学科制撤
廃闘争を闘い抜き、更に帝国主義の侵略反革命と抗すべく、そして
労働者人民、農民と具体的に結合すべく、七〇年安保闘争、七一
年沖繩返還協定紛争、三里塚闘争を闘い抜いてきた。そして七
二年学費値上げ阻止闘争、七三年竹本処分紛争を系統的に闘い
六月当時自治会執行部であった理学部全学連連絡会議(日本共産党
一民青諸君)の闘争放棄のみならず闘う学友を権力へ売り渡すとい
った腐敗堕落を理論的実践的に批判しきり、圧倒的学友の支持の
下、自治会評議員選挙に圧勝し侵略反動抑圧と闘う自治会再建の第
一步を踏み出したのである。六月以降、闘争委員会運動と自治会運
動の有機的結合を志向し、筑波法案紛争、学内における管理体
制強化に対する闘いを構築してきた。そして、前執行部の党派利害
を前面におし出したセクト主義的、学生の一切実な要求」という

壮大な歴史の大河に我が実践を投ぜよ！ ―激動の今、連帯の愛をこめて―

すべての新入生諸君！君達は、今や反動の嵐の真只中にあること
をまざまざ確認してもらいたい。現在、日帝は、外的には自らの矛盾の
解決、延命のため露骨にアジア侵略―アジア人民抑圧を押し進め、
一方国内にあつては、大学教育をはじめとする市民社会総体として
の国内反革命体制を確立強化せんとしてきているのである。そして
大学にあつては中教審路線が、今まさに差別・分断・抑圧の教育・
研究体制として貫徹されんとしているのであり、具体的には筑波方

生活闘争はそれなりには争いのある闘争が自らの

「美名」の下に学生の社会における位置づけの無いまま諸要求を語
る物取り主義的、自治会運動の偏向に対し、我々は様々な階層の出
身である学生存在を正しく把握し、学生が大学、学問、そして社会
総体への批判的視点を獲得し、大学がもたらす害毒を根絶してゆく
そのような自治会運動を対置してきた。我々は非常に「がんじがら
め」のだ。どんなにささいなことでも、当局の管理強化の兆しが見え
れば、徹底的に追及してゆく。

新入生諸君、我々は「おめでと」と言わないからといって諸君
を全面的に拒否しているわけではない。諸君は本来我々の友であり
同志であるべき存在なのだ。我々はあらゆる機会を通じて様々な形
態で問いかける。諸君はおおらかに敏感な感受性をもって答えて欲
しい。それでは、再び諸君の前に登場する日まで。

農学部自治会常任委員会
農学部共闘会委員

式の導入として新大法法の先取り実質化攻撃として現われている。
おそらく君達が幻想を持ちつつ入って来るであろう京大においても
すなずみにわたりに中教審路線―筑波実質化が貫徹されつつあり、管
理された大学の様相を呈しつつある。入学後君達はいやがおうでも
それを知らされるにちがいないが、他人をいみじくも押しつけるま
でして入って来た大学とは一体何なのかを鋭く追求し、不常に自己
をも含めた問題意識を発掘し、襲い来る更なる反動の嵐に我々と共

に抗されんことを要請したい。

まさに、六七・六九年全共闘運動以降、このテルミドール期にあつて日に日に学園に対する抑圧は強化され、学園内外を吹き荒れる反動は更に一層激しくなりつつある。全共闘運動、とりわけ我が農学部で切り拓いた地平といったものが、全構成員の大衆的決起・実力闘争による帝國主義大学の矛盾の発掘と根底的批判、そして帝大解体へと結びつめた地平であった。それは、政府の帝國主義的農業再編政策―総合農政による農漁民の切り捨て、対外的には東南アジアへの経済侵略―国際分業化がいかに農学部内の「農学研究」に貫徹されているかが暴露され、それはまず東南アジア研への農学部教官の大量加担であり、食工、農工、林工の新設拡充に示される通り、農業(学)の工業(学)技術化として捉えられ、更には、農学研究の研究域外の問題が「講座制」というタコソップの状況におかれた研究者主体であると同時に、農漁民切り捨て政策の反映としての農民不在の農学研究の問題として扱えられている。現在、教育における帝國主義的再編は更に急ピッチで進んでおり、管理抑圧体制は従来の大学体制をも乗り越えた形で表面化してきている。我々は、全共闘運動で克ち取られたラジカリズムの質を堅持し、大学の奥深く浸透する反動の魔の手を的確に撃たなければならぬ。

日帝のその延命をかけたアジア侵略が、先の田中首相東南アジア訪問の際の、東南アジア人民巨万の反日闘争ではっきりと暴露され、そして民族解放闘争の勝利により日帝の矛盾は激化しつつあり、国内においても慢性インフレーションの異常高騰、公害の激発と矛盾は蓄積されつつあり、それに対する人民の怒りは増しつつある。この危機を日帝は国内を帝國主義的に再編合理化することにより求め、とりわけ教育に於いては筑波大学方式に明確に見て取ることができ

る。即ち、國家權力(文部省、政治警察)が副学長制等により、不断に大学を強制的に管理支配するものである。この京大の地においても竹本処分策動に象徴的に見られる如く、「大学の自治」を幻影化形骸化しつつ、実質的に文部省―政治警察の学内直接支配体制が確立せんとしている。文部官僚による被起訴者に対する奨学金廃止処分を見て明らかである。そして、それは毒物タレ流し、教育学部差別文書配布問題等に見られる差別・分断・抑圧の教育・研究体制をより固定化し、ブルジョアジーの要請に見合った高・中級労働力商品生産の場、産軍学協同路線による研究の場、ブルジョア排外主義イデオロギー生産の場としての大学を、強制的に合理化再編するものとしてある。

農学部に於いても、中教審路線―新大管法の先行的実質化攻撃が國家權力の絶大な背景のもと既に開始されているのである。即ち、竹本処分策動の過程で明確に現出してきた農学部筑波化の攻撃は、あらゆる形で進行しているものであり、講座とゼミナリーの頂上に位置するボス教授は農学部の延命を金融ブルジョアジーに屈服することに見出し、文部省の不断の喝に屈し、それ故に教育・研究労働者、更には臨時職員を含め、搾取、収奪を強化し、教育・研究の内容の思想チェック、教育・研究成果の奪を推進し、教育・研究労働者を資本に縛りつけんとしているものであり、学生、教官、職員、管理支配の強化をなさんとしているのである。それに対する我々の闘いが根底的であり、大衆的な批判を形成した故ゆえに、闘争に殺をもくろみ必然的に出さざるを得なかった昨年三月七日農学部教授会決定は、新大管法の先行的実質化攻撃、治安抑圧体制の各法下(具体的には機動隊の常駐化体制の確立)と、それによる学生自治活動の非法化(全面否定(回交権の否定等))としてあり、四月

一九日教授会決定は以上の攻撃を補完するものとしての、ストライキ体制に対する敵対(ストライキをすればそれだけ授業を増加強化する。)として位置づけることができるであろう。これはまさしく権力を背景とした強権的「正常化」策動であり、筑波方式―権力の直接的管理支配の介入であり、又、回交権の否定等による運動の圧殺は、現行の大管法を一歩進めた新大管法の先行的攻撃なのである。我々が、この攻撃に対する闘いが昨年の竹本処分粉砕農学部無期バリスト中に於ける各学科スト突を中心とした大衆的決起で克ち取られた地平―根底的実践的批判を差別・分断・抑圧の教育―研究体制に鋭くつきつける中、闘う人民に運帯し学び、全構成員の総力でもって闘う方向性―をしかりと踏まえ、ストライキ体制の永続化を克ち取るべく数度にわたる学生大会勝利―大衆的確認のもと農学部筑波化阻止―三・七、四・一九決定粉砕の闘いを押し進めてきた。

法の階級性に注目せよ

新入生諸君、先づ確認しよう。法律とは国会内で創りだされるのではない。法律はあくまでも国会外の階級闘争により産みだされるのである。労働者の権利を保障していると書かれている労働法その成立の前史には血みどろの労働者の闘いが存在したのだということをお忘れはならない。そしてまた条文にも階級間の情勢が反映している。更に人民が手にした権利でさえ、支配者―資本家階級は、その利潤追求の為には無視する。故に人民が血みどろになつて手に

しかるに、日々差別・分断・抑圧の攻撃は魔の手の如く奥深く進行してきており、我々は不断の運動の検証と着実な戦線の構築が必要であり、より緻密な幅広い強固な原則的運動、そしてそれを支えるより根底的な組織化が必要であることを確認しなければならない。そして、眼前にある新大管法制定策動の攻撃を「三・七、四・一九体制解体から新大管法粉砕」のスローガンを高くかかげる中、我々は農学部闘争委員会の真紅の旗の下文字通り全構成員のより大衆的より組織された強固な戦線をもって、差別・分断・抑圧の教育―研究体制を根底から揺がす闘いを形成し貫くであろう。

すべての新入生諸君、今まさにこの時、京大神話への一切の幻想をうち捨て、自己内部深く自立的主体性、真の闘う主体を、文字通り「真理の府」、「反権力の此岸」を確立せよ。共に前進せよ。

法学部闘争委員会

入れた権利を保障してられるのは憲法を頂点とする法体系ではなく、こゝまた人民の豊かな運動の発とすることを銘記しよう。日本階級闘争の舞台上に階級的自覚を持ち、その雄々しい姿を現わしはじめた労働者階級に対して國家權力は階級的利害を露骨に表明し、運動の弾圧を目論んでいる。昨年暮、最高裁の高野判決は、それを如実に表わしている。判決文の要旨は「個人には思想・信条の自由があり、就職しようとする企業を選択する自由があるように、

企業にも思想、信条の自由がある」というものである。これは入社試験における思想チェックを法認し、それ以後も社員に対し、一定の思想に対する強制を意図している。全共闘運動以降、広汎に存在する反戦派の影響が企業の組合に及ぶことを恐れた権力が国会でなく裁判所を使って、立法を行なったと言えらるであろう。こういった攻撃に対して、有効な反撃は、従来以上に強固な労働者の団結を前提とした闘い以外にはない。この高野判決に対して日本共産党は「憲法を守れ」キャンペーンを繰り広げている。既に述べた様に憲法があるから権利が保障されるのではないのだ。随級間の斗争手段にブルジョアイデオロギーを持ちこむという点で犯罪的である。

「共」の労働者階級に対する敵対行為は、総評内部の組合に於ける「政党政支持自由化」問題に端的に表われている。特定政党政支持を辞め、政党政支持自由化により、選挙において票を伸ばそうとするのが「共」の狙いだ。選挙「闘争」しかやらない「共」としては当然の事だが、しかし、今まさに決起せんとしている労働者内部に分裂を生み出すことは犯罪的なのだ。更にこの問題で動労札幌地本に於いて、日「共」は戦斗的労働者三百人を「暴行事件」でもって告訴した。国家権力に対して戦う労働者組合内部の問題を、組合内部で解決せずに、国家権力に泣きついた日「共」を我々は糾弾せねばならない。

新入生諸君、無批判に法律の学習をするこの様に墮落してしまふのだ。我々は彼らを反面教師とし、人民の生活を学び、現実の社会情勢を把握するなから法律を理解していかなければならない。

法学部闘争委員会は一昨年六月安保闘争の渦中で誕生し、以後法学部に於ける斗かう学友の結集軸たらんと努力してきた。その過程で、とりわけ我々は刑法改訂・保安処分新設策動に注目し、様々な

斗かいを試みてきたが我々の主体的動量不足故に未だ法学部に於てもダイナミックな運動となりえていない。しかし刑法改訂策動は戦後治安立法の集大成であり、また「公共の福祉」の名のもとに資本にとって無用な人間、有害な人間を抹殺しようとする保安処分の新設、全体としての重罰化、共謀共同正犯の明文化と相まって、人民弾圧の立法であるばかりでなく、アジア侵略へ向け、日帝の国民統合イデオロギー（福祉国家論）の重要な根拠をなすものである。この事に気付くなら、事は重大である。新入生諸君、一月、田中首相がタイ、インドネシアで見せられた反日帝闘争の厳しさを我々も直視せねばならない。そして東南アジア人民との連帯を求めながら、日本の地において徹底した反帝の闘いを推し進めなければならぬし、先づその第一歩として強力な保安処分粉砕戦線を構築し切らなくてはならない。

新入生諸君、刑法改訂粉砕斗争に結集するなかから、激動の時代に入った日本階級斗争の渦中に突入しようではないか。

新入生各位

工学部第一回生諸君へ

私達のこれまでの活動の報告、そして今後の方向性を明らかにすることにより連帯の意を表した。

アラブの銃声によって世界は震憾し、日本で成長と繁栄の幻想を破られた支配者どもは、今までの悪業の数々を恥じることなくアラブに色目を使い、一方、エネルギー源が全く枯渇したかのごとき詭弁を弄して人民に無理強いさせ、テメエのフトコロのいたみが少しでも軽くなるように東奔西走している。しかし、あわてればあわてる程、ボロが露出し、その悪業が倍加してきた。

人民として馬鹿ではない。人民の英知、人民の怒りはアジアにおいて「田中帰れ」のシニプレヒコールから反日暴動の引き金を引き、国内にあっては「物不足」の虚構を看破し、結束して大手メーカー等と対立し人物暴動の様相を作り出してきている。そしてこれらの動きの一つ一つが支配者をふるえがらせ彼らを包囲する陣型になることを私達は知っている。

私達は、七〇年以降全国各地で「反公害地域住民斗争」として噴出したばかりの人民の怒りに近づき、結合を求めてきた。三里塚空港粉砕、四国の伊方原子力発電所建設粉砕の闘いに合流し、現斗闘を派遣することによって、赤い糸で結ばれる包囲網を形成しようとしてきた。工学部においても、例外なく人民の怒りは噴出していった。

工学部自治会常任委員会
工学部 職 編

大学の教育研究体制の最底辺において、△モノとして扱われていた△定員外△職員△職員の解放をめざした闘い、大学からの毒物タレ流しを地域住民と共に糾弾する闘い、自主ゼミ・自主研の運動、労働・職業病におびやかされる労働者から出された大学の施設解放に向けた闘い……

私達はこれら一つ一つの闘いを闘い抜いてきた。だが支配者は常にこれらの動きを封殺せんとし、竹本処分、筑波大学法という攻撃をかけて、最も先進的に闘う人々に弾圧をかけてきた。私達は大学において今までの様々の闘いを維持し、敵の最も弱い環を攻撃し続けることによって、この弾圧をはねかえしていかなければならないだろう。

私達は同学会に結集し、昨年六月二十八日の機動隊攻撃構内乱入や十一月の総長団交への機動隊導入に対して実力斗争で応え、私達の運動を守り抜き、処分推進の末端機構に位置する大学当局、処分を上申した経済学部当局への攻撃を集中してきた。この方向は今後も絶対維持していかなければならないし、竹本処分の意味するものが大かだか左翼教育を失職せしめることではなく、怒りを地表に噴き出させた人々、それを組織しようとする人々全てにかけられた攻撃であることを見るならば、竹本処分一筑波実質化一新大管法制定策動と

結ばれた敵の意図を切りきざまねばならぬ。

私達は以上の斗いを踏えて、一月二十四日それまで日共一民育に奮起されていた工学部自治会を再建し、その斗いの前進をかちとつた。私達は工学部における諸課題、臨職斗争、毒物タレ流し糾弾、施設解放要求支持、竹本処分粉砕、そして学生の三四時間生活防衛の斗いを基礎とし、各地でますます噴出する人民の怒りに接近し、

河上肇を憶う ― 竹本処分粉砕 ―

一九二八年四月一八日、河上肇は京大経済学部教授の職を辞した。これは、経済学部教授会の決議を経た上で荒木総長が、「マルク主義講座」の広告文中の河上の文章に不穏当な箇所があること、
〔一〕香川県において選挙の際河上が行なつた演説に不穏当な箇所があること、
〔二〕社会科学研究会の中から治安を紊乱する者が出たこととの三点を理由として辞職を勧告したことによる。思想不穏当な河上をこのように処分して以後、経済学部は、滝川事件をも座視し、大東亜共産圏のイデオロギを輩出することによって一挙的に侵略へ加担していったのであった。

現在、日本帝國主義とアジア人民との矛盾は再び極度に激化している。そしてこの現実の矛盾の展開は、過去の侵略の歴史を総括し切れずに再び蘇えらるるのか否かを我々に鋭く問うている。我々が竹本処分を「第二の河上処分」ととらえこれと闘うのは、まさしく

結合し、包囲網を形成していきたいと考える。

私達の前に、多くの戦士たちが自らの生を賭して国際的な運帯を切り拓いてきた。この克も取られた運帯を更に増殖させ得るのは諸君らであり、また諸君らを含めた全ての人民の責務である共に進ま

経済学部同好会常任委員会 経済学部闘争委員会

このような現実認識に拠っているからに他ならない。それでは竹本処分とは何か。

一九二二年一月九日、竹本信弘経済学部助手は全国に指名手配された。直接の容疑は物証の全くない「厚木米軍ハイビストル強奪未遂事件」に関する強盗予備容疑であり、また本件とされる「朝霞自衛官殺害事件」についても犯人菊井長治と竹本氏との関係を示す物証は、菊井の所持していた竹本氏の名刺と雑誌論文だけであった。我々はこの指名手配を、ある「事件」との具体的な事実関係を持たなくても、その人間が「事件」に関係のありそうな思想を持っていてとしてこれを逮捕し、「市民社会」から抹殺せんとする思想弾圧であるのとらえ、広範な反撃の構築を訴えてきた。しかるに七二年二月指名手配後一ヶ月の段階で、法律にさえない不当な賃金保留処分を決定した経済学部教授会は、全学の反撃が予想以上に強

いとみるとこれを撤回し、同年十月一日をもって改められて正式に欠勤措置をとり、賃金カット処分を下したのである。そして七三年一月十一日の教授会で遂に全員一致で分限先職処分を決議、同時に学生との団交を真向から否定した反動的「告」を学外から発したまま逃亡、三月三日、十四日の連続機動隊導入によって一切の闘争圧殺がはかられたのである。

我々はこのような竹本処分を何よりも政治処分と考える。それを鮮明にしたのが、六月二八日前田総長が京都府警、埼玉県警と大学の傍の清風荘において密会し、処分審査に関する一切の資料を警察の手に渡した事件であった。十一月七日、我々は一年以上にわたって逃亡していた前田総長との実力団交を実現し、徹底した追及を貫徹せんとすると、京都府警機動隊が法経二番教室に乱入し、一名の学友を奪い去り、また多くの学友を負傷させたのである。我々は、権力と一体となった学内反動派と文部官僚の癒着を徹底的に粉砕すると共に、トロッキスト追放という独自の党派利害から竹本助手へのレッド・パージを買おうとしている代々木「共産」党がこれを側

面から支援していることを見抜かねばならない。内実のない全員一致を掲げていた経済学部でも評議員として処分にとりくんだ教官が政治的角逐の中で遂に京大を去り、四名の教官も権力問題を抜きにしたままこれ以上処分を積極的に推進することができなかつたことを示唆する確證を声明するに至っている。今や竹本政治処分をめぐる闘いは正念場に来ている。大学管理運営法が再度制定せられんとしている現在、このような先取り実質化を許すわけにはいかないのだ。河上肇は、学生に与えた「大学を評するにのぞみて」という一文の中で「階級闘争が激烈になればなるほど、いかに多くの有力な学者が、知らず識らずのうちに、権力階級に向って鎧を呈するに至つたかは、外国の学史が明日にわれわれに教えていることである。」と述べている。我々は、竹本処分の内にこのような思想的頹廢の現実をみる。

経済学部同好会(自治会)常任委員会は、これを粉砕する敵列の文字通り先頭に立つてあらう。

WAR INING

教育学部研究会連絡

今年も又、大学というこの巨大で複雑なメカニズムは二五〇〇の人間を飲み込むのだなあとと考える。はたしてこの二五〇〇人は今また何を思い、何を考えているだらう。そしてこの二五〇〇からはじき出された人間は今また何を思い何を考えているだらう。

しかし、大学というこの、バカでかくて、いかにも動かしがたそうなシモノは、それ以前の「がっこう」がそうであった様に、この人間たちの思いや考えにいつころに無頓着である。前を見て進むより手のなかつた例のトンネルの中を行くような日々は、まだ続くか

もしれない。もしかして一生続くかもしれない。何も「教育とは」などと大上段にふりかざすつもりも必要もない。少し自分と自分のまわりに漂っているこの何ともはよいようなもの、を素直に感得するセンスさえ持てあわせていけば、チューキョージーンもツクバダイガクもそこから出発する。

カニは、自分のコウラにあわせて穴をほるといふけれども、おもしろいもので、大学でどりとざたされるいろいろな「理屈」もそのごたいそうでござりっぱな効能書にもかかわらず今の「大学人」やその「バトロン」ないしは「親戚筋」にあたる「お金もうけのお上手な人たち」の「コウラ」にびたりあてはまる以上のものではない。

毒物タレ流し問題というのがある。最近ではカラスの鳴かない日はあっても新聞に京大のこの載らぬ日はない程であるが、その記事にも時々出る例のやつである。ここではセンセイ方はなぜ「人類の普遍的利益の為」の自分達の研究で、地域の住民に水銀を飲ませてしまふ結果になってしまったのか、いっこうに理解できないそぶりである。

臨職問題というのがある。ここではセンセイ方は「そもそも何故人類の普遍的利益の為」という高次級の問題を扱っている我々が職員のことなど考えねばならぬのか」わからないふうである。

差別教育研究の問題の場合には「民主教育」の理念に燃えてきた自分達が何故、部落の子弟や在日朝鮮人の子弟や「障害児」のこと、に気がつかなかったのかわからないふうである。

「暴力一掃、大学民主化」というのもある。これを言う人たちは何故「広汎な学友の利益を守っている」はずの自分達に賛同しなかったり、反対したりする学生がかなりいるのか。何故、警察に売ってあきたらぬ「暴力分子」が続出するのか。「自民党が泳がせて

いる」というだけでは発生的に説明できていないことに苦勞している。

これら一連の人たちは、自分たちが実はある一定の人々の即自的な利益を表現しているにすぎないということに気がつかないか、気づくとまづい人たちのようである。自分たちがすべての人（自分たちが踏みつけにしている人々も含めて）に対して「責任」を持っていたり「為を思っていたりしていること」にしなければツジツマがあわぬことになるらしい。しかし事実が示す通り、彼らの「主観」は少しも実効性を伴ってはいないのである。

昨今の大学では前出の毒タレや臨職や差別教育研究や竹本処分のような問題が大学内外の人々によって提起されてきた。あらためて見れば誰の目にも明らか事実、素材ともいえる問題意識の前に「大学人」は右往左往している。彼らの保持している「学問」の内容、解決能力が、これらの問題に対しては、いっこうに役に立たないことを徹底的に暴露し、そしてそのよって立つところを暴露し、これをくい破っていく、きわめて人間的な作業が、徐々にはあられ進められつつあるといえる。

しかしながら、やはりまだ「大学人」たちは自らのほころびたぬい目を新たな粉飾で繕うのに一生懸命である。今日、飲み込まれてくる二五〇〇人の人々に対して、この当分、これらの「大学人」たちの一大攻勢がかかることは疑いがない。入学式の総長をはじめとする諸センセイ方のおもしろくもない「おことば」を聞かされることだろう。「学生の本分を尽す」とかいう宣言書をさせられることであろう。一方、すでに「学問」にある程度きわめた先輩たちが目をかがやかせて「民主的研究者」の「意義」についてやさしく語りかけて下さるかもしれない。なるほどどうとうなずこうが、くだらな

いと思つて聞いていようが、彼らはとくとくと「大学人」としてのふるまいの模範を示してくれるに違いない。これらは、我々の想像以上の同化力をもって我々に迫ってくる。

かく言う我々も又、なかなか自身のコウラ以上の穴を掘ることができないでいる部分かもしれない。むしろ、そうとは知りつつ自身のコウラだけの穴を掘つてその中に逃げ込むという、現在の大学におけるせめてもの「自由」を享受することに努めてきたのかもしれない。

しかし、我々は、コウラ分の穴しか掘っていないことに気づかない

どろどろの感触

「医者」への道が「保証」された医学部に入學し、まさにその一步を踏み出さんとしている新入生諸君に、「保証」の実体が何ら自からの発展を保障するものではなく、自からの意志にかかわらず、支配の側に組み込まれた医者への道程であることを、医療の現実から学び、告発の声一胸元につきつけられたアイチターに自らの鮮血を流すことによつて慰えんと、弱々しくもしかし決然と闘いに起ちどろどろの感觸の中で、しかも医者たらんとする者から心なるの「アピール」を送りたい。

今、我々のまわりでは健康破壊が進行している。人間の生命に不可欠な空気が、水は汚れきつており、毎日食べる食品には数百種にのぼる人工添加物が入っている。又、職場における労働災害、職業病

でいたり、気づいていながら白を黒といいくるめてみたりすることの醜悪さと、その間に進行する顔癩とを心から憎む。そしてこれらをつぎくすしていくこと。自身のコウラをも喰ひ破っていくことを追求する。

教育を語るのにあえて全体の問題にすることからはじめる必要はない。又、おえて教育のみ問題にする必要もない。我々は自身の日々の身近な営為の中のキョウイクをこそダイガクをこそ問題にする人々を歓迎する。

医学部自治会 医学部闘争委員会

は増加の「途をたどっており、国民有病率は上がる一方である。一方、医療の側では、「金もうけ主義」の医療の矛盾が抜きさしならない段階に至っている。医療が「公害、労災職業病等の健康破壊の予防に全く無力であつたばかりでなく、医療自身が健康破壊の元凶となつていくことが、この間の業害、医療被害と闘う人々によつて明らかにされている。反「日本医学界」総会が「医学」の幻想をこぼみじんに打ち砕き、「医学」を人民の側に解体する作業を開始しつつある今、もはや、我々に「安住の地」は残されてはいない。

支配者によつてまさに「医者」にならされてはいる我々は、「公」善ニッポンを支える「医者」たることを断固拒否し、人民の側に立つ「医者」を「如何なる医者になるのか」を怒りと憎悪を秘めた地域

苦渋し患者被害者の斗いに応える中で追求せんと精神医療研究会、スモン研究会、森永と素ミルク問題研究会、防災職業病研究会、医療被害者の闘いを支援する会の活動を、展開してきた。

我々医学者は、六〇年代の後半全国学闘を揺がせた全共闘運動の中でも最も強固なバリケードストライキ闘争を闘った。医学生、青年医師を医局講座制（「白い巨塔」）の下にしばりつけ、無給で労働を収奪するその医局講座制が、実は患者さんを支配し、収奪する日本の医療の根幹をなしていることに、そして、我々が無給医として労働を収奪されるとともにそのことによって医局を支え、患者さんに対する加害者として存在していることに気付いた時、「自己を否定」し、医局解体の斗いへと決起したのである。しかし、この斗いは終始、患者さん他職種医療労働者の斗いと結合することはいなかった。そして今私たちはこの斗いのもつた観念性、枠の狭さを突破

施設解放闘争

「開かれた大学」をキャッチフレーズにした筑波大学構想は、ブルジョアジーの側からの「大学の開放」として、現在その実質化が着々と進行しつつある。大学とはもともと、そういうものではないか。『理性の府』としての大学、あるいは大学の自治、客観的科学的追求という濃厚なコートをまといつつも、大学が生産しつけてきた、技術と労働力とイデオロギーは確実に現代資本主義社会をささえるものとしてあったし、その意味では大学は常にブルジョア

し、医局講座制―現行医療体制を改革しうる陣型を、被害者の闘いを中心に構築しようとしているのである。

我々の闘いは、いかにも弱々しく歩みののろいものではある。しかし、着実に前進しつつある。闘いは日々々の講義の中にまでその根を穿ちつつあり、より多くの学友をまき込んだものとして展開しつつある。

すべての運動は新人生諸君の闘いの意志の前に、広くその門戸を開いている。

支配の側に組み込まれた道を歩むことを拒否し、どろどろの感觸の中を共に歩まん。

いざ共に闘いに起たん。

薬学部 科学技術研究会

アジリに対してのみ開かれておた。だからこそ、労働者、住民は今、『我々にも大学を解放せよ』という正当な要求を大学に対してつきつけるに至った。彼らは言葉ではなく実感として、科学技術の発展によるオコボレをもらう側の人間ではなく、徹底的にその矛盾とせわよせをひっかぶる側の人間として『大学』の位置するところを認識させられてきている。

では、いままら何故ブルジョアジーは「開かれた大学」を言うの

か。他ならないそここそ、我々の立つ大学の現実があり、我々の押し進めようとしている『大学の施設解放闘争』の出発点がある。

ブルジョアジーにとって、大学をおおむね自由、独立の幻想は、大学を支配し管理する為のイデオロギーとして必須のもものではあっても、そうした幻想が実際の教育、研究を通じて大学の管理に反映すること、彼らにはやむを許しておけないところまでおいてあげられていたのだ。そして彼らは、中教審路線―筑波新大学構想によって、大学の自由、独立という幻想を博物館におしやり、その教育、研究、管理体制への影響をぬぐいさることによって、彼らにと、この「開かれた大学」をつくり上げんとしている。『我々にも大学を解放せよ』という労働者、住民の要求は、そうした大学の現実を打ちこまれたクサビであり、大学に巣食う研究者・学生に対する厳しい問いがけでもある。ブルジョアジーですら放棄せんとしている、大学の自由、独立の幻想に乗っかって、さも得意げに、解放すべき『大学』があるがのように『大学を解放せよ』と叫ぶのが、ブルジョアジーの大学に対する攻撃に対して、労働者・住民の要求を軸に、徹底的にその実現に向けた闘いを組織する中から『労働者住民に解放すべき大学などありはしない。』という答えを、運動を準備するのが。

労働者と大学研究者・学生の間には、当然のことながら大きな意識のずれがある。大学に対して、科学に対して、あるいは合理化に対して。それこそが差別・分断・切り捨てのブルジョア支配の現実であり、結果である。そして、そのギャップがあるからこそ、今、大学の施設解放闘争は、我々にとっても、労働者にとっても、それぞれの立場から、それぞれの把握のじ方で緊急の課題となってきた。しかし、あくまでそのギャップをうめるものは、『施設解放

闘争』をとおして獲得されて行くべきものである。

毒タレ糾弾の闘いに対する大学当局の対応の中心は「溜める」という手段であった。そして実際に、その操作を行なっている研究者学生にとって、それは一つの重荷になっているとも言える。はつきり言えは「溜める」とどの不十分性、もしくは処理指針の指示の非現実性に目を向ければ向けるほど、その操作は、研究者・学生にとって単なる責任回避としてしか映らない、という構造がある。そして、そうした意識が、自分が行なっている研究そのものに向われないで、そのまま重荷としてとどまっておき、日々、研究は続いて行く。そんな大学の研究体制こそ、毒タレが明らかにしたそのものである。職場労働者、地域住民をまったくその視点にとらえきれない現代科学技術を生み出し、ささえてきた大学の研究・教育体制は、逆に、そうした現代科学を貫く合理主義を体現したものと、当然にも存在する。だから、大学の施設解放への闘いは、現代科学技術と大学の研究・教育体制総体に対する闘いであり、それを抜きにした形式上の解放などあり様がないのは明かである。労働者の分析や調査の依頼を請負うことで問題を解消するのではなく、あくまで自らの研究そのものに、労働者が生き、住民が苦しんでいる現実をとりこんで行く。行き得る思想と空間を創り出して行くこと、それが、大学の施設解放が毒タレ根絶を目ざすことの意味である。ちがいない。

自らの行為を科学をとおして、自らの行為の結果をトータルに把握し切れない、分断され収奪された研究から自己を解放すること、科学を放棄することではなく、現代科学を食い破ることの中で実現する。この困難な作業の出発点を、我々は今、大学の施設解放という闘いに見つけ出さんとしている。

毒物タレナガンを糾弾しぬき施設解放を克ち取れ！

「今や我ら京都帝大を業火に包まん！」

京大安全センター

○毒物タレナガン教育・研究体制を粉砕せよ

今地域においては、企業のタレ流る毒物がみち、住民の体をむしばみ生活をうちこわしている。また企業においては、労働者は機械に体を碎かれ、血と肉をも収奪されている。そして大学では、国民のためと偽り水銀・カドミウムをタレ流し、労災・職業病・公害をもたらす科学、技術の生産にいそしむ。

新入生諸君に訴えたい、地域における公害、職場における労災・職業病、大学の毒物タレ流し、これら資本を媒介とする一連の現実を直視せよ。大学の社会に果たす役割が、労災・職業病・公害を激発させる資本の生産力増大を支えることにあることを確認せよ。そして今入学してきた諸君は、従来の教育・研究を容認し、資本の走狗となり果てるのか。あるいは労働者・住民と連帯し毒物タレ流し教育・研究体制粉砕に向け、敢然と反旗をひるがえすのか、自らの進むべき道を決さなければならぬ。

○施設解放闘争の戦列に参加せよ
信楽焼で有名な滋賀県甲賀郡信楽町に三豊工業という、ビールタンク等を製造する会社がある。親会社は関西の大資本神戸製鋼と神鋼フアトラである。親会社の利潤追及の意図のもとに劣悪な労働環境下で労災・職業病が激発した。血と肉をも収奪して止まぬ資本に対し、労働者は怒りを爆発させ果敢な闘いを挑んだのであった。

こうした労働者の闘いを恐れた親会社は闘争圧殺のために計画的な破産を目論見、四七年ついに三豊工業を倒産にいたらしめたのであるが、労働者の怒りは更に燃えあがり、親会社に向けて二年余にわたり完全再雇庸をめざして闘っている。

こうした三豊労働者に代表されるように、職場労働者は管理抑圧をはねのけ労災・職業病絶滅の闘いに起ちあがっている。労働者のこの闘いは資本に向けられると同時に、労災・職業病を隠蔽する科学、労災・職業病をもたらす科学、科学を生産する大学に対しても矛先がむけられている。

労災・職業病絶滅と労災・職業病をもたらす科学の打倒に起ちあがった労働者は、昨年一月運審をもって京大に対し、反労災・職業病・公害の闘いに大学の施設を開放することを要求した。従来の毒物タレ流しに象徴される科学への自己批判を求め、その自己批判のもとに、労働者とともに、労災・職業病絶滅に向けた闘いと研究教育を行うことを鋭く迫り、現在当局を追及しつつある。また、この一月には、前出の三豊工業の労災被害者X氏への診療要求をつきつけ、個別ながら病院の協力を克ち取っている。

こうした労働者の闘いと、また同様に現代科学に鋭い告発を投げかけ続けていく住民の闘いの高揚の中にあつて、我々安全センターに結集する学生・研究者は、毒物タレナガン糾弾を先頭に、現代科

学・教育・研究批判―内部告発の多様な闘いを闘いつつあり、また学内での闘いと同時に、職場・地域において労働者・住民と共闘し、その中で現代科学の犯罪性を暴露し、新たな科学創出をめざし闘っている。

○全ゆる学部・学科で自主ゼミ、自主研闘争を構築せよ。
労働者の施設開放要求が、我々に対する現代科学、教育研究への自己批判の要求であることを忘れてはならない。労働者、住民の闘いにおいて自らの研究・教育が労働者を救い、住民を働つけていることに無自覚に、研究・教育にいそしむ研究者は、その意識・思想ばかりでなく存在そのものが悪であると言わざるを得ない。現代科学への自己批判なしに労働者、住民の闘いに連帯しえないことを確認しなくてはならない。それ故学内において真摯に自己批判し、毒物タレナガン教育・研究体制粉砕の闘いなくして施設解放の闘いありえない。

八 資 料

同学会日誌抄―この一年間の活動を中心として―

(注) C 〓 教養部 A 〓 農学部 S 〓 理学部 L 〓 文学部 E 〓 経済学部 J 〓 法学部 T 〓 工学部

P 〓 教育学部 M 〓 医学部 φ 〓 薬学部 代大 〓 代議員大会 学大 〓 学生大会

一九七二年

一月/四月 学費値上げ阻止斗争

五月 第一次告発 告発(八島・木下両君に対して)

九月 八島・酒井両君不当逮捕さる

十月 第二次告発・告発(十二名の学友に対して)

11・10 教養部代議員大会(C代大)。日共―民青に私物化されて

京大安全センターには毒物タレナガン糾弾を闘い、職場・地域で反労災・職業病・公害を闘う、数多くの学友が結集し、施設解放闘争の最先端に立っている。尼崎道路公害と闘う「尼崎支援の会」生野イ病患者さんを支援する「都市公生野班」住民の科学をめざす「衛生自主研」産学協同体制粉砕の一機核自主研「労働者法の確立をめざす」法学部自主ゼミ「現代医療を鋭く告発する」医学部労働研」そして「経済学部地域経済研」、「薬学部科技研」。これらのフラクションが職場・地域で闘い、その質でもって学部・学科での闘いを展開しているのである。

全ての新入生諸君。全ゆる学部・学科で自主ゼミ、自主研を構築し、毒物タレナガン糾弾―施設解放闘争の戦列に加われ。そして今や我ら京都帝大を業火に包まん！
連絡先 〓 内線七九一七 災害研 R.O.X 気付

一月
1・11 E教官協議会学外に逃亡し、竹本氏分限免職処分の評議会への上申を決定。「告」を出し、全講議・演習を中止し、E全教官逃亡。

一月
各学部で評議員を追究。各学部学大を開き、竹本処分粉砕の斗争態勢を構築する。

二月
1・18 学費学園斗争勝利・安田次戦四周年全関西学生総決起集会
C代大。1・27、2・14長期スト決議。
1・24 京大全構成員集会(竹本・中山問題に關して)

二月
1・27 総長揭示抗議行動・事務局長追究。いわゆる「セトウ事件」、機動隊乱入。

2・9 学内強制捜索。八島委員長全国指名手配さる。

2・11 C代大。2・16、20Cストを決議。
2・15 京大全構成員集会(竹本・中山問題に關して)

2・26 「入試を口実としたロックアウト」粉砕斗争。この間大学当局によりしきりに機動隊導入なされる。

3・1 全学臨闘斗争委員会(全臨斗)への弾圧。三名を不当逮捕、一名を全国指名手配。学内外不当捜索、全臨斗時限ストライキ

3・5 差別・分断。生活破壊と斗かう全国学交流集会(京大)

3・10 T・P・M・φ各学部入学式に介入、情宣を貫徹する。

4・11

4月
7・10 李承晩打倒南朝鮮学生革命十三周年全関西集会
指名手配されていた八島委員長不当逮捕さる。
ゼネスト連帯全京大決起集会
沖繩デー
新入生歓迎連続シンポジウム(同学生会主催)。宇井純開幕記念講演、「現代産業構造における臨時労働者」(全臨斗)「釜ヶ崎と高橋和己」(底辺委)、「列島改造と住民斗争」(伊方共斗)、「弾圧網を包囲せよ」(救済)、「戦後史からの証言」(同学生会)、など。

五月
5・1 釜ヶ崎メーデー
5・15 沖繩斗争

六月
6月 釜ヶ崎斗争が教養部を中心に斗われる
6月 P差別文書配布弾斗争一周年全京大集会
6・14 維美智子虐殺十三周年
6・15 Cバリスト。筑波法案文教委強行通過に抗議して。
6・22 安保斗争。筑波法案粉砕斗争。
6・23 いわゆる「清風荘密会事件」
6・28 「犯人(竹本)隠避」容疑で全国九ヶ所一斉捜索。池田研究室不当捜索。教養五百名の決起で官憲機動隊を学内からたたき出す。

七月
7・3 七三年度前期同学生会代議員会。新執行部確立(荒川久志委員長)
7・10 庶務部長・課長追究。ここで6・28「清風荘密会事件」の

真相を糾明する。大学当局による機動隊導入。
「こんなことは許さないぞ」の集会
京都市役所糾弾斗争。京都市のタコ部屋行政に抗議して釜ヶ崎の労働者ら市役所でペンストに突入。連日抗議斗争。釜ヶ崎労働者合宿

7月
7・11 学内不当捜索。六・二八、七・一〇、及び全臨斗のA部長追及に關連してS、C、同学生会ボックスを捜索。

八月
8・14 C期間外試験粉砕行動
C代大。9・13、27Cストを決議。
9・4 筑波粉砕全学総決起集会
9・12 京大全構成員集会(中山・竹本問題)
9・13 三里塚東峰二周年。秋期斗争宣言全関西集会
9・14 京都市役所糾弾全京都集会
9・16 柳条橋事件四十二周年全関西集会
9・17 労働職業病公書と斗かう第二回全関西活動者会議
9・18 京都市役所糾弾大包圍デモ
9・22 C部長団交

九月
9・25 ミッドウエー横須賀母港化阻止現地斗争
9・27 三里塚東峰二周年全国集会
9・28 羽田斗争六周年全関西集会
9・29 全関西学生総決起集会
10・1 国際反戦デー全国学学生民総決起集会(首都二〇〇〇)
10・21 伊方原発粉砕連続斗争。24全関西集会(京大)、27、29伊方現地斗争
10・24 (時計台前にこじり現わる)
10・29 京大川「公害」発生源を糾弾する全学集会

十一月
11・5 総長団交、機動隊導入
C評議員団交
機動隊学内乱入。不当捜索。
労働職業病公書と斗かう全関西活動者集会
展示会「労災・職業病。公害の実態」。同学生会十一月祭企画
狭山再開第一回公判
全学学大一周年集会
同学生会タイ派遣団(アジア学生会議への)強制送還さる。
全臨斗総長室前すわり込み突入
(この頃生活必需品の極端な値上げ始まる)
狭山再開第二回公判
第三回公判
釜ヶ崎越冬斗争勝利全関西集会
岡本新総長の登場
日一韓」閣僚会議粉砕全京大集会
釜ヶ崎越冬斗争

一九七四年
1月
1・1 評議員・学生部長団交
1・22 工学部自治会再建一第一回自治委員会開かる
1・24 七三年度後期同学生会代議員会。新執行部確立(荒川久志委員長)
2月
2・7 狭山再開第四回公判
2・11 紀元節粉砕アジア人民の抗日斗争に連帯する全関西学交流集会

京都大学同学会規約

第一章 総則

第一条 (名称) 本会は京都大学同学会と称する。

第二条 (目的) 本会は、会員の自治により、学園の自由、学園の自治、民主主義をまもりつつ、会員の文化体育活動の育成と社会的経済的條件の改善などを通じて、学生生活全般の発展向上をはかり、あわせて恒久平和と人類の福利に寄与することを目的とする。

第三条 (会員) 会員は京都大学学生とする。

第四条 (会員の権利) 本会の会員は左の権利を有する。

一 本会のあらゆる機関に対して自由に意見を述べる権利

五 その他本規約及び各細則に規定された義務

二 所定の役員を選挙し、又は所定の役員に選挙される権利

第六条 (事業) 本会は第二条の目的を達成するために種々の事業を行なう。

三 本会の行なう全ての事業に参加し、その利益を公平に享受する権利

第七条 (常設機関) 本会は左の常設機関を置く。

四 その他の規約及び各細則に規定された権利

一、一代議員会 二 執行委員会 三 中央執行委員会 四 会計監査委員会

第五条 (会員の義務) 本会の会員は左の義務を負う。

一、執行委員会のもとに書記局を置く

第八条 (常任役員) 本会に左の常任役員を置く。

一 本規約及び各細則を遵守する義務

一 代議員会議長、同副議長、代議員

二 本会が本規約及び各細則により正当に運営されることを監視する義務

二 執行委員

三 中央執行委員長、同副委員長、書記長、同委員

三 本会の各機関(書記局をのぞく)の決定を遵守し、その遂行に努力する義務

四 本会の会費を納入する義務

四 会計監査員

第二章 全学学生大会及び全学学生投票

第九条 (最高意志の決定) 全学学生大会及び全学学生投票は全学学生の最高意志を決定する。

第十条 (全学学生大会) 一、全学学生大会は全会員の四分の一以上の出席を得て成立する。

二、全学学生大会の意志は出席会員の過半数の賛成を以って決定する。

第十一条 (全学学生大会の開催) 全学学生大会は左の場合に中央執行委員長が召集する。

一 代議員会の決定と過半数の学部、分校自治会の意志とが相違したとき。

二 全会員の十分の一以上の連名により要求があったとき。

三 その他代議員会が必要と認めたととき。

第十二条 (全学学生投票) 一、全学学生投票は全会員の二分の一以上の有効投票を得て成立する。

二、全学学生投票の意志は有効票の過半数を以って決定する。

第十三条 (全学学生投票の実施) 全学学生投票の左の場合に中央執行委員長が実施する。

一 第十一条にもとづく全学学生大会が成立しなかつたとき。

二 第十一条にもとづく全学学生大会の開催が困難であると代議員会が判断したとき。

第十四条 (公職会) 全学学生投票を行なうときは前もって公職会を開かねばならない。

第十五条 (全学学生大会および全学投票の決議事項) 全学学生大会及び全学投票は左の事項につき決定する。

一 第十一条及び第十三条各号の場合に提

出された事項

二 代議員会の信任又は不信任

三 代議員会の決議を否認し又は無効にする

四 本規約の改正

第十六条 (細則) 全学学生大会及び全学学生投票に関する細則は別に定める。

第三章 代議員会及び代議員

第一節 代議員会

第十七条 (職務) 代議員会は本会常設の最高決議機関である。

第十八条 (構成) 代議員会は第三十三条にもとづいて選出された全会員を代表する代議員により構成される。

第十九条 (招集) 一、代議員会は毎期二回以上議長が招集する。

二、左の場合には議長は臨時に代議員を招集しなければならない。

一 中央執行委員会の要求があったとき。

- 二 執行委員会の要求があつたとき。
- 三 総代議員の四分の一以上の連名による要求があつたとき。
- 四 全会員の三十分の一以上の連名による要求があつたとき。
- 五 その他議長が必要と認めたとき。

三、前項一、二、三、四号の場合には要求のあつた日から七日以内に招集しなければならぬ。

第二十条 (議長) 一、代議員会議長は代議員会において代議員の互選により選出される。その任期は代議員の任期に準ずる。

二、議長は代議員会を代表し中央執行委員会及び執行委員会との緊密な連絡のもとに代議員会を運営する。

第二十一条 (副議長) 一、代議員会副議長は代議員会において代議員の互選により一名選出される。その任期は代議員の任期に準ずる。

二、副議長は議長を補佐し議長に事故ある時

第二十九条 (解散後の代議員会) 代議員会は解散後新代議員会が成立するまで引きつづきその職務を行なう。

第三十条 (選挙代議員会) 代議員会が解散したときは解散の日から原則として三十日以内に代議員の選挙を行ない、確定後十日以内に新代議員会が招集されなければならぬ。

第三十一条 (代議員会細則) 代議員会の運営についての細則は別に定める。

第三十二条 (特別委員会) 代議員会は必要と認めたとき、特別委員会を設置することができる。特別委員会についての細則は別に定める。

第二節 代議員

第三十三条 (選出基準、満期) 一、代議員は左の基準で選出される。

- 一 全校から会員三十名につき一名の割合で

二 各分校および各学部の自治委員会から

は議長の職務を代行する。

第二十三条 (議長、副議長の更迭) 代議員会は議長又は副議長が疾病その他の理由により、その任に適しなると認めるときはこれを更迭することができる。

第二十三条 (招集権の代行、仮議長) 議長及び副議長共に事故があるときは中央執行委員長が代つて代議員会を招集して、仮議長を互選させた上議長の職務を代行させる。

第二十四条 (告示) 議長は、代議員会招集の少なくとも三日前に議題その他必要な事項を学内各所に掲示するとともに各代議員に通知しなければならない。但し緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第二十五条 (定足数、表決) 一、代議員会は総代議員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

二、代議員会の議事は出席代議員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第二十六条 (会議の公開) 代議員会の議事はこれを公開する。

第二十七条 (議決事項) 左の各号は代議員会の議決を経ることを要する。

- 一 本会運営に関する基本方針
- 二 予算及び決算三細の制定又は改廃
- 四 第十九条第二項の各号の場合に提出された事項
- 五 執行委員会又は中央執行委員会の不信任
- 六 その他中央執行委員会又は執行委員会

が、代議員会の議決を必要と認めた事項

第二十八条 (解散) 代議員会は左の場合に解散しなければならない。

- 一 任期が満了したとき。
- 二 代議員会が自ら解散を決議したとき。但し、この決議には総代議員の三分の二以上の賛成がなければならない。
- 三 全学学生大会又は全学学生投票によって不信任されたとき。

会員百名につき一名の割合で但し会長が

二百名までの自治会は一律に二名とする

但し端数について細則に定める。

二、代議員の任期は六カ月とし毎年六月及び十二月に改選する。但し第二十八条一、三号による代議員会の解散後に選出された代議員、及び補欠選挙により選出された代議員の任期は前任代議員の残りの期間とする。

第三十四条 (罷任) 一、一全学区選出の代議員が全会員の六分の一以上から解任を要求された場合全会員の信任投票に問い、全会員の三分の一以上の賛成があれば罷免される。

二 学部、分校自治委員会選出の代議員は次の場合罷免される。

- a 当該自治会会員の六分の一以上から解任を要求された場合は当該自治会会員の信任投票に問い、当該自治会会員の四分の一以上の賛成があつた場合
- b 当該自治会自治委員の過半数の解任要

求があつた場合

二、中央執行委員長、副中央執行委員長、中央執行委員について、前項に基づき解任を行なう場合は代議員会の同意を得なければならない。但し、この代議員会は解任を要求された当該代議員を含まない。

第三十五条 (補欠選挙) 代議員会に左の欠員を生じた場合は二十日以内に補欠選挙を行なう。但し、休暇前後はこの限りではない。

- 一 代議員会の三分の一以上
 - 二 各選挙区の定員の二分の一以上
- 第三十六条 (選挙細則) 代議員の選挙に関する細則は別に定める。

第四章 執行委員会、中央執行委員会及び事務局

第一節 執行委員会及び執行委員

第三十七条 (任務) 執行委員会は代議員会で議決された基本方針にもついで本会の

会務を執行する。

第三十八条 (専門部) 一、報行委員会は、会務運営のために左の専門部をもうける。

- 一 調査報道部
 - 二 会計部
 - 三 文化部
 - 四 運動部
 - 五 厚生部
 - 六 組織部
- 二、各専門部の運営は各執行委員が分担してこれにあたる。

第三十九条 (執行委員の選出・職務) 一、執行委員の定員は二十名とし、代議員会において代議員の中から互選により一括選出される。各専門部の定員は執行委員会が定め各執行委員は互選により分担してこの職務を行なう。

二、各専門部は、執行委員会で議決した基本方針にもとづいて合議により当該専門部の部数を可とする。

第四十条 (招集) 執行委員会は左の場合に中央執行委員長が招集する。

- 一 中央執行委員長が必要と認めるとき。
- 二 中央執行委員会が必要と認めるとき。

第三節 中央執行委員長及び副中央執行委員長

第四十九条 (中央執行委員長の選出・職務) 一、中央執行委員長は代議員会において代議員の互選により選出される。その任期は代議員の任期に準ずる。

二、中央執行委員長は本会を代表する。

三、中央執行委員は執行委員会、中央執行委員会を統轄する。

第五十条 (副中央執行委員長の選出・職務) 一、副中央執行委員長は、執行委員の互選により選出される。

二、副中央執行委員長は組織部中央執行委員をかねるとともに中央執行委員長を補佐し中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第五十一条 (更迭) 代議員会は中央執行委員長、中央執行委員または執行委員が疾病その他の理由で不適格と認められた場合これを更迭することができる。

第四節 書記局

第五十二条 (職務) 書記局は執行委員及び

三 執行委員の四分の一以上の連名による要求があつたとき。

四 二つ以上の専門部の要求があつたとき。

第四十一条 (定足数・表決) 執行委員はその総委員の三分の二以上の出席を得て開かれ、出席委員の過半数の賛成を以て議事を決する。

第二節 中央執行委員会及び中央執行委員

第四十二条 (職務) 中央執行委員会を統轄し、会務執行の円滑化を図る。

第四十三条 (構成) 中央執行委員会は中央執行委員長一名、副中央執行委員長一名、書記長一名、中央執行委員四名、計七名で構成する。

第四十四条 (中央執行委員の選出・職務) 一、中央執行委員は各専門部に所属する執行委員の中から各一名互選により選出される。但し、調査報道部、組織部においては

この限りではない。

二、中央執行委員は所属専門部を統轄し、中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長と共に中央執行委員会を構成して中央執行委員会が第四十二条に定められた職務を遂行できるよう努力する。

第四十五条 (招集) 中央執行委員会は中央執行委員長が必要に応じて招集する。

第四十六条 (定足数・表決) 中央執行委員会は、その総委員の三分の二以上の出席を得て開かれ、出席委員の過半数の賛成を以て議事する。

第四十七条 (中央執行委員の代行) 中央執行委員に事故あるときは当該所属専門部執行委員が中央執行委員会の委任を得てその職務を代行することができる。

第四十八条 (更迭) 中央執行委員長は中央執行委員が疾病その他の理由によりその任に適しないと認められたときは所属専門部の承認を得てこれを更迭することができる。

中央執行委員会の指示にもとづき、調査報道活動その他会務執行上の事務を助ける。

第五十三条 (書記局員の任命・任期) 一、書記局員は執行委員会の指名にもとづき、代議員会が任命する。

二、書記局員の任期と定員は代議員会の定めるところによる。

第五十四条 (書記長の選出・職務) 書記長は執行委員の互選により選出され、書記局を統轄すると共に、併せて調査報道部中央執行委員をかねる。

第五章 同会と各自治会

との関係

第五十五条 一、同学会は各学部、分校自治会の独自性を遵守しつつ、全学的な問題については全学的視野にたち、各自治会が一致協力してその解決にあたる。

二、代議員会の決議と各自治会の最高決議機関の決議と異なる場合、代議員会の決議はその自治会を拘束しない。

第六章 同学会と大学補

導機関との関係

第六十条 (経費) 部のうちの経費の補助を本会に仰ぐものは予定経費要求書を前年度十一月十五日までに所属専門部に提出しなければならぬ。

第六十一条 (部の連合) 同一目的を有する

いくつかの部はその目的達成のため連合体をつくることのできる。

第八章 会計

第六十二条 (経費) 本会の経費は、会費、寄附金、補助金、その他をもってこれにある。

第六十三条 (会費) 会員は第五条で定めるところにより会費を納入しなければならない。その額は会計細則において定める。但し、特別の事情があるものには、会計部で登録の上、代議員会の承認を得て会費の分割納入又は免除を認めることがある。

第六十四条 (納入期日) 会費四年分は、原則として入学と同時に納入されるものとする。医学部医学科学生、各学部編入学生、ならびに留年者の会費に関しては、会計細則において、別に定める。

第六十五条 (会計年度) 会計年度は、毎年四月四日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第六十六条 (予算) 毎年度の本会経費に関しては、会計部が予算案を作成し、前年度

一月の代議員会に提出しなければならない。

第六十七条 (剰余金) 剰余金は次年度の会計に繰り入れなければならない。

第六十八条 (経理事務) 本会会計の経理に關する一切の事務は会計部が行なう。

第六十九条 (支出の決議) 支出に關する決議は、中央執行委員会が責任を負う。

第七十条 (監査) 一、本会の会計を監査するために監査委員会をおく。監査委員会の定数は七名とし、代議員会がこれを任命し、うち二名は代議員とする。但し中央執行委員、執行委員、書記局長は監査委員になることができない。

二、本会の諸機關はその経理について監査委員会の監査に應じなければならない。

第七十一条 (決算) 一、毎年度の決算は、会計部が決算書を作成し、監査委員会の監査を経て、次年度五月末日までに代議員会の承認をうけなければならない。二、決算は前項の手續を経て公示されなければならない。

第七十二条 (会計細則) 本会会計に關する細則は別に定める。

第九章 改正

第七十三条 本会規約の改正は、第十五条四の定めるところにより全学学生大会または全学学生投票によって行なう。

附 則

第七十四条 自治会が未だ結成されていない学部では、代議員は、自治会が発足するまでの暫定的な措置として、第三十三条第一項第二号に準じて、直接選挙により選出されるものとする。

第七十五条 大学院学生が加盟を求めた場合には、代議員会において討議決定する。

第七十六条 昭和三十三年以前に入学した学生は、第六十四条の規定にかかわらず、各学年始めに一年分ずつ納入するものとする。

第七十七条 本規約は昭和三十四年六月一日より施行する。

京都大学教養部学生自治会規約

第一章 総 則

第一条 本会は、京都大学教養部学生自治会と称する。

第二条 本会は、学生の自治と総意により、学問の自由、学園の自治と民主主義を守りつつ、学生の文化活動の育成と社会的経済的諸条件の改善を通じて学生生活全般の発展向上を図り、あわせて恒久平和と人類の幸福に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、京都大学教養部全学生をもって会員とする。

第四条 本会は次の機關を置く。代議員大会、自治委員会、常任委員会。

第五条 各機關會議は各々その構成員の過半数の出席がなければ議事を開き議決を行なうことはできない。

第六条 各會議の議事はその規約に特別の定めがある場合を除いては出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第七条 各會議において会員は出席し参考意見を述べることができる。

第八条 各會議の議員の任期はすべて半年とし、前任の議員は後任の議員が選出されるまでは、その任を代行する。改選期は原則として六月、十二月である。

第九条 一回生に限り四月から六月までは仮

議員が任務を行なう。

第十条 各クラスはそれぞれ二名の自治委員と、会員五名に一名の割(端数切上げ)で代議員を選出しなければならない。但し自治委員は代議員を兼任しなければならない。

第十一条 クラスはそれが選出した自治委員、議員を不信任することができる。この場合七日以内に改選を行わなければならない。

第二章 代議員会、全学

投票による審査

第十二条 代議員大会は本会の最高議決機關

である。

第十三条 代議員大会は第十条によつて選出された代議員をもつて組織する。

但し代議員の委任状をもつた同じクラスの代理人をもつて代行することができる。

第十四条 代議員大会の議長はその都度選出する。

第十五条 代議員大会は次の場合に自治委員長が招集する。

- 一、定期一回
- 二、自治委員会が大会開催を決議した場合
- 三、全会員の十分の一以上の要求があつた場合

場合

第十六条 常任委員会は大会の日時会場並びに議題を、原則として大会開催の三日前までに公示し、かつ大会終了後その決定を直ちに公示しなければならない。

第十七条 次の場合は直ちに全学投票を行なつて代議員大会の決議又は議題を審査する。

一、代議員大会が全学投票を決議した場合

二、代議員大会後翌日より三日以内に全会員の六分の一以上の要求があつた場合

代議員大会の決議は投票結果の判明するまで一時この効力を停止する。

第十八条 全学投票は代議員大会の決議に優先する。

第十九条 全学投票は常任委員会が管理する。

第二十条 投票は有効投票が全学生会員の過半数である場合に成立し有効投票数の過半数により決する。

第三章 自治委員会

第二十一条 自治委員会には第十条によつて選出された自治委員をもつて組織する。自治委員会は本会の議決機関である。

第二十二条 自治委員会は議長及び常任委員を互選する。

但しその数は自治委員会で決定する。

第二十三条 自治委員会は次の場合に自治委員長が招集する。

- 一、定期一回
- 二、常任委員会が自治委員会開催を決した場合

三、自治委員の五分の一以上の要求があつた場合

四、自治委員長が必要と認めた場合

第二十四条 自治委員会は出席議員の三分の二以上の賛成で常任委員個人を改選することができる。

第二十五条 次の場合自委員会は解散しなければならない。

- 一、自治委員会が改選から決議した場合
- 二、代議員大会が決議した場合

この場合改選を十日以内に行ない、解散より十五日以内に新しい自治委員会を招集しなければならない。選挙管理は旧常任委員会が行なう。

第二十六条 自治委員会の開催と経過決定の

公示については第十六条を準用する。

第四章 常任委員会

第二十七条 常任委員会は本会の執行機関である。

第二十八条 常任委員会は第二十二条によつて選出された常任委員に正副自治委員長を加えて構成する。

第二十九条 常任委員会の議長は自治委員長が行なう。

第三十条 常任委員会は次の場合自治委員長が招集する。

- 一、定期十日に一回
- 二、常任委員の五分の二以上の要求があつた場合
- 三、自治委員の五分の一以上の要求があつた場合

第四、自治委員長が必要と認めた場合

第三十一条 常任委員会はその下に次の専門部を設ける。

- 一、書記局（情報・宣伝・調査活動全般）
- 二、会計部（会計全般）
- 三、文化部（文化活動全般）
- 四、厚生部（学生の福利厚生生活全般）
- 五、その他

各専門部については、原則としてその長は常任委員会の互選により構成員は常任委員会が会員より指名し自治委員会の承認をもつて決定する。

第三十二条 常任委員会の開催と経過決定に関する公示については第十六条を準用する。

第五章 正副自治委員長

第三十三条 正副自治委員長は本会の代表者であり、本会の諸決定執行の最高責任者である。代議員大会、自治委員会、常任委員会の議員である。

第三十四条 正副自治委員長は全学投票により全会員の中から選出する。（正副自治委員

員長選挙細則を参照）

第六章 会計

第三十五条 会員は、会費を納める義務を負う。会費は一年分百円とし、原則として入学時に二年分一括二百円納めなければならない。

第三十六条 会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第三十七条 本会の経費に関しては、常任委員会が予算案を作成し前年度一月の自治委員会に提出しその承認を受けなければならない。

決算は、常任委員会が決算書を作成し会計審査委員会の審査を経て次年度五月末日までに代議員大会の承認を受けなければならない。会計審査委員会の要求があつた場合常任委員会は決算書を再作成しなければならない。会計審査委員に関しては、常任委員を兼ねない自治委員三名があたるもの

とし、自治委員会で互選する。

第三十八条 剰余金は次年度の会計に繰り入れなければならない。

第三十九条 本規則の改正は代議員大会で過半数の賛成をもって行なう。

第四十条 本規約は全学生総数の過半数の賛成を経たときより効力を発する。

正副自治委員長選挙細則

第一条 正副自治委員長各一名は全学投票によって全会員の中から選出する。

第二条 正副自治委員長選挙は単記無記名に別個行なう。

第三条 この細則による選挙は常任委員会が管理する。

第四条 選挙の期日は原則としてその七日前までに告示しなければならない。

第五条 正副自治委員長に立候補するものは選挙の前日までに選挙管理人に届出なければならぬ。

ばならない。選挙管理人は立候補者を全会員に公示し、立候補者の所信をできるだけ全会員に発表しなければならない。

第六条 立候補者は立会人を一人選んで開票に立会わせることができる。

第七条 選挙は全会員の過半数の有効投票によって成立する。

第八条 立候補者が一名の場合には有効投票数の過半数の信任によって信任されるものとする。

第九条 自治委員長あるいは副委員長について全会員の六分の一以上の要求があった場合ただちに信任を全会員の投票によって問わなければならない。投票は有効投票数が全会員の過半数によって決定する。不信任とするものが有効投票の過半数に達した場合には再選挙を行なう。

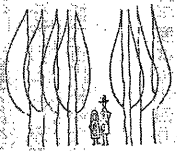
第十条 正副委員長両人がその任期中にその任に耐えられない場合には補欠選挙を行なう。この場合、新任者の任期は前任者の残

りの期間とする。

補 則

第十二条 本規則の改正は代議員大会で過半数の賛成をもって行なう。

第十三条 本細則は全学生総数の過半数の賛成を経たときより効力を発する。



*** 同 学 会 ***

同 学 会 と 教 養 部 自 治 会 の 機 構



同学会は京都大学の全学学生を会員とする全学学生自治会の名称です。同学会の機構としては以下のようなものがあります。

全学学生大会及び全学学生投票は全学の学生の意志を決定する最高決議機関ですが、これは非常に重大な場合のみ実施されます。

代議員会は常設の最高決議機関であり、代議員は全学区より会員三百名につき一名の割合で全学部自治会の自治会員中より学生百名につき、一名の割合で選出され任期は六ヶ月です。

執行委員会は代議員の互選によって選出される二十名の執行委員により構成される同学会の執行機関である。執行委員は、各専門部、図書局、組織部、文化部、厚生部、運動部、会計部Vの仕事を担当して職務を行なう。

中央執行委員会は代議員会で直接選ばれる委員長と、各専門部長の七名により構成され、執行委員会を統轄する。

同学会と各学部自治会との関係 同学会は全学的な視野に立って各学部自治会の独自性を遵守しつつ、指導していくが、代議員の決議と各学部自治会の決議とが異なる場合は各自自治会を拘束しない。

教養部自治会 は、同学会と同じように、京都大学教養部学生全員によって成立しているものです。しかし残念ながら教養部自治会は現在確立されていません。これは七二年秋に、当時教養部自治会を

私物化していた日本共産党II民主青年同盟の手により、学生十四名が大量告訴発されるという学生自治にとって前代異聞の暴挙が行なわれ、教養部学生の最高決議機関である教養部代議員大会(代議員は各クラスから五名に一名の割合で選出される)によってリコールされた後、いまだ確立されていません。現在自治会再建に向けた運動が教養部ストライキ実行委員会を中心にして展開されています。詳しくは教養部ストライキ実行委員会でのアビール(19頁)を読んで下さい。全ての教養部の学生諸君が教養部自治会再建のため積極的に参加されるように訴えます。

会費について 会費は、同学会費四年分二千八百円、(入会八百円、一年五百円×四)及び教養部自治会費二百円(一年百円×二)の計三千円です。但し医学部の場合は計四千円(五百×六十二百)です。これは入学時に一括して同学会会計部に納入することになっていきます。又どうしても一括払いの出来ない理由がある場合には会計部中執に分納を申し込むことになっています。細則は巻末の「学生自治会費納入説明」を読んで下さい。

何を書こうかなと考えながら窓を明けて夜空を眺めると、真中にオリオン座がどっかと居すわっている。その横でシリウスが自己顕示欲露骨に出して輝いているし、反対側に火星みたいな赤面恐怖症の星がおどおどと光っている。そういえば一ヶ月程前、夜空をポカシと見ながら文学部前を歩いていたら、大きな明かるい星が白い弧を描いて土木教室の屋上あたりへ流れたかと思うと、翌日工学部で自治会が再建された。あの工学部で自治会ができるのなら教養部でもなんとかという気もするが、また流れ星でも見るかも知れない。

岡本新総長の「総長所感」(二月二日付)さすが噂にたがわず「自由と民主主義」の権化のような人である。曰く、大学とは「精神の自由を生命にする人々の集まるところ」であり、京大とは「建学の精神からいっても、その歴史から見ても日本の本場の大学」であるそう。きつと彼は京大を自由な学問、真理探究の場として護りぬいてくれるだろう。今年の入学式には崇高なお姿を一目拝見したいものです。しかし新入生の皆さん、総長の御言葉も全部本気で聞かないように。ときどき(いつもかな)言うこととやることと裏腹なものですから。

(H・H)

——同学会費とは——

同学会費納入についての事務的な問題に関しては「納入説明」の項で述べてありますが、ここでは同学会費納入の意義について若干の説明をしたいと思ひます。

新入生諸君も良く知っているように、京大には数多くの研究会—サークルなどがあって自主的・創造的な活動を積極的に行なっています。また学生の自治会活動も活発に行なわれ、様々な分野でその活動を繰り広げています。このとき当然そのような学生の活動にたいして、いろいろな側面からの保障が必要となってくる訳ですが、様々な困難な状況があることは否定できません。

私達同学会は厚生部—会計部を中心として大学当局にたいする物品獲得の闘いなどを行なっていますが、まだまだ不十分なうえに、最近の急激な物価上昇の影響による紙代等の大幅な上昇によって活動の基本的な条件までも増々制約を受けざるを得なくなっている状況です。

活動の保障とは、サークルBOXの整備や、パンフレット作成における紙代、印刷代等の財政的保障が主要なものとなるでしょう。この面から同学会費が重要な意味をもってくる訳です。

新入生を迎えるにあたって、ただ単に全員加盟制の自治会会員であるからというだけでなく、長い歴史ある学生の自主的な創造的な活動を更に発展—強化させていくという意味からも同学会費を必ず納入して下さい。

最後に新入生諸君も積極的に創造的な活動を行なっていかれんことを要望しておきたいと思ひます。

全学自治会同学会
会計部

1974年3月発行

樹々のみどり 1974年度版

発行 京都大学同学会中央執行委員会
京都市左京区吉田本町
電話(751) 2111¹内線25¹

編集 樹々のみどり編集委員会

